

第 37 編 工事執行方法

[平山復二郎・荻野廣]

| | | | |
|------------------|------|----------------------|------|
| 第 1 章 総 説 | 3673 | 第 4 章 請負方式の考察 | 3684 |
| 第 2 章 直督施行 | 3673 | 第 5 章 請負契約書の實例 | 3693 |
| 第 3 章 請負施行 | 3678 | | |

第 37 編

工事執行方法

第 1 章 總 説

1. 總 説 我國土木工事の執行に關しては、道路工事は道路法に基く内務省令の道路工事執行令に依り取扱が全國統一せられて居るが、其他の土木工事は大々會計法及び之に基く會計規則に依るもの、官廳又は公共團體の工事執行に關する規程に準據するもの等があつて區々になつて居る、併し大體に於ては何れも大同小異の取扱と見て差支はない。

工事施行の方法に直營と請負の 2 法がある。直營施行は又直轄施行ともいひ、執行者自ら直接工事に必要な材料を購入し職工夫を雇傭使役して仕事を行ひ當該工事を完成するもので、請負施行は請負契約即ち當事者の一方請負人が工事を完成することを約束し、他の一方註文者が其工事の結果に對し之に報酬たる請負金を與へることを約束する特種の契約を締結し其の契約の履行により當該工事を完成するものである。

第 2 章 直 營 施 行

2. 直營施行の場合 官廳又は公共團體等に於て、工事を直營と爲すは 1) 請負に附するを不適當と認むるとき、2) 急施を要し請負に付する暇なきとき、3) 請負契約を締結すること能はざるとき、4) 特に直營を爲すの必要ありと認むるとき等の場合であつて、特別の技術を要する工事、模範となるべき工事、又は失業者を救済するが如き意味に於て特種の勞務者を使用する必要的ある工事施行の場合等に行ふ。

3. 直營施行の規定 工事の直營施行は各官廳夫々工事直營施行細則等を設け之れに準據して爲されるものである、其の内容は各官廳により異なるが一般に次の事柄を規定して居る、1) 設計書作製並に設計變更に關する事項、2) 工事材料に關する事項、3) 工事中諸報告に關する事項、4) 職工人夫の使役並に賃金に關する事項、5) 帳簿に關する事項、尙ほ之の外一般會計法規に據るべきは勿論であつて是等の規定に違反しない様心掛ける事は直營工事に携るもの一時も忽にす可からざる事である、請負工事の監督では工事を正確にする事に注意すれば

足るのであるが、直營工事では其の外之等の法規に従ひ一切の事務を處理して行かねばならぬ、從て之が最も煩雜と感ずることで且つ最も重要な事柄である、故に直營工事に從事する者は豫め之に關する各種の規定を熟知して置かねばならぬ。

4. 工事監督員 直營工事の監督は普通主任及補助員數名を以て行ふ、工事に關する一切の事項は監督者の考へに依つて定められるので、監督者の一擧手一投足は直ちに工事の進捗、工事の巧拙、工費の多寡等に影響するものである、故に監督者の選任には特に注意を要する、又監督の任に當る者は責任の重大なる事を自覺して周到なる注意と不斷の努力を惜しまない様にせねばならぬ。

5. 工事準備 工事の着手に先だち工事の種類及大小に應じて適當の敷地を選定し、見張所、倉庫、作業場、機具修理工場等を設け、又夫々の工事の種類に應じ必要な機械器具を用意せねばならぬ、是等の準備の完否は工事の進捗に影響する處甚大なるのみならず、僅かの遺漏の爲めに工事に手違ひを來たし、種々の失敗の原因となる事があるから、着手より竣工に至る迄の各種の場合を豫想し周到に考慮し遺憾無きを期せねばならぬ、工事を手際よく仕上げる爲めには先づ實際に適合し且つ極めて詳細な**工事工程表**を作製することを要する、總ての工事準備と施行順序とは工程表に準據して合理的に進める様にせねばならぬ。

6. 施工 工事中は日々出場した人夫は毎朝之れを點檢し、作業の豫定に従ひ數人又は拾數人を 1 組とし、夫々必要な器具を貸與して**工夫**(又は組長、世話役)に引率せしめ夫々の作業に就かしめる。

労働者を使役するのに常備と小間割(請取ともいふ)との 2 種がある、常備とは仕事の種類及分量の如何に拘らず 1 日の労働に對し 1 人分の賃金を支給する方法で、労働能率は劣るが人夫を種々の異つた作業に就かしめ又は特に重要な作業を爲さしむる場合に必要な方法である、小間割とは 1 日 1 人分の労働課程を定め置き其の日の働き高に應じて賃金を支給する方法で、從て労働能率最も良く被傭者共に利益を得る好ましき方法である、故に特別な事情ある場合の外労働者の使役は小間割を原則とすべきである。

労働者を小間割で使役する場合は其の課程の定め方は輕重に失せざる様特に注意を要する、課程の適切を失すれば之が爲め反つて工費を失し又は労働者に惡習慣を醸成することがある、工事の都合に依り早出居残り又は夜間作業を爲す場合、其の他危険なる作業又は特別な難作業に從事せしめた場合等は夫々の規定に應じ歩合を増給すべきである。

材料を使用する場合は總て**材料現場渡し傳票**等により手續完了の上使用せしめ

ねばならぬ、急を要するの故を以て手續未済の材料を使用することは後日禍根の本となるものである。

人夫が 1 日の仕事を了つたならば工事現場の跡仕末、貸與せられた機具の掃除返納等を爲さしめたる後、其の日の賃金を支給し、若は出面を切符に記載し各自に付與する。

7. 工事用材料 工事用材料は工事工程表に示す必要な時期迄に必ず間に合ふ様期間に餘裕を見て購入の手續を爲さねばならぬ、受領した材料は夫々の材料取扱規定に遵ひ處理することは勿論であるが、之が受拂を嚴重に整理し常に帳簿と現品とを對照して誤りの無い様に注意を要する、工事材料は野外にあるものは勿論倉庫に貯蔵するものと雖も其の監視は不行届になり勝ちであり、而も材料は損耗紛失の故を以て買ひ足す事は困難な事情にあるから、材料の保管には萬端漏なきを期せねばならぬ。

工事中種々の原因に依り材料に過不足を生じたる場合は、速かに其の處理を講じなければならぬ、之の處理を忽にするときは夫れが原因となつて色々の不都合を招來する、又火薬ガソリン等危険物を取扱ふ工事にあつては夫々の規則に遵ひ危險豫防の設備を爲なくてはならぬ。

工事が了つたら材料の残品又は工事中發生した物品等は整理して賣拂、廢棄處分、保管轉換等夫々規定に従ひ處理すべきである。

消耗品の受拂に就ては材料の場合と殆んど同様の手續を要するのが普通である

8. 人夫募集 人夫の募集には次の如き方法がある。1) 工事現場附近の労働者を隨時使役する方法、工事附近に労働者を募集する旨の標識及募集人員を掲示し、當日應募した者の内より所要人員を使役する方法で、直營工事としては普通の方法である。2) 使役すべき労働者を豫め定め置き必要に應じ出場せしむる方法、之れは所謂常備人夫で、全工事期間を通じ毎日殆んど一定の人員を必要とする場合、若しくは相當長期に涉る工事等には使役すべき人夫を豫め定め置けば、被傭者も安堵して業に就き從つて責任觀念も生じ、最も安全有利な方法であるが、工事の種類に依つては毎日の使役人數の調節に對して監督者は相當心を痛むるものである。3) 人夫の内適當な有力者(親方)を選定し置き毎日所要人員を募集せしむる方法、急を要する工事又は監督員に於て直接募集困難な場合用ひらるる方法なれども種々の弊害を伴ひ好ましからず。4) 適當な請負者と労力供給契約を爲し職工人夫を供給せしむる方法、人夫の募集、毎日使役人數の調節、賃金の支拂、使役中の人夫事故の處理等の煩を避け、監督者をして施工に専念せしむる等

の爲、行ふ方法なれども、請負者は相當なる手數料を取得するを以て、從て支拂はるべき賃金の全額を労働者に支給し得ず、且つ請負者と監督者との間に人夫の労働能力の點に關し時々圓満を缺く場合がある。5) 附近の職業紹介所より労働者を紹介せしむる方法、近時失業救済事業等に用ひらるる方法で、豫め職業紹介所にて失業者を登録し、工事現場の要求に應じ紹介する、多くの労働者中小入数宛を毎日交替に使役し平等に仕事を與ふるには便利なれども、労働者の性質に依つては労働能率低下し労働者共に甚だ不利の場合が多い。

以上何れの方法も一得一失あるを免れないが、凡そ直營工事には單に頭數のみを必要とする所謂臨時人夫の外に、熟練と責任觀念のある所謂常備人夫を必要とするものであるから、2) の方法と他の方法とを並用するが最も適當である。

9. 賃金支拂 職工人夫賃金の支拂は直接支拂と立替拂とあり、直接支拂は監督員又は特に出納吏を現場に派し直接賃金を支拂ふ方法で、立替拂は豫め身元確實な立替人を選定し相當する手數料(普通立替金1圓に付2~4錢)を認め、職工人夫をして各自賃金の請求領收を立替人に委任せしめ、立替支拂はせた後出面簿及委任狀査證の上一括して立替人に支拂ふ方法である。

賃金は日拂と月に2回又は3回拂とあり、後者が普通の方法である。

10. 直營工事に必要な帳簿 帳簿は直營工事の施行經過を記録し收支を詳細正確に整理する爲めに設けられたるもので直營工事施行上最も重要なものである、其の形式は各官廳又は公共團體夫々の直營施行細則に依つて定められてあり、從て各々異なるものであるが、凡そ次の如きは必要缺くべからざるものである。

1) 出場した職工人夫を記録する帳簿 普通出面帳と稱し出場した職工人夫の姓名、歩數、賃金を毎日記載し、労力費整理の原簿となるもので、最も必要な帳簿である。2) 出場した職工人夫を工種別に分類記録する帳簿 普通種別簿と稱す、一設計の内容が比較的廣範囲に涉り多くの工種を含む場合は各工種を示す口取りを設けて記帳するを便利とする。之の帳簿は出面簿の内譯の意味であつて歩掛りの適否を檢し又後の精算書の作製に必須の帳簿で精確を期せねばならぬ、本帳簿に工程を示す帳簿を併置すれば工事の經過を明瞭に記録する事となり後日検査又は各種の統計を作成する際に便利である。3) 材料の受拂を記録する帳簿 普通材料受拂簿と稱し、工事に使用する一切の材料は検收又は配給を受けると同時に受け入れ記載し、使用の都度拂出し記載し、毎に差引残を計算し材料の出納を明瞭ならしめ置くもので、出面簿と共に重要な帳簿である、又此の帳簿に依り材料の過不足を可及的速に知る事を得るものである、材料整理方法の組織如何により倉

庫に備へ付ける種々の補助簿が必要である、夫等は其の時に應じて錯誤を生じない様に適宜様式を定めるがよい。消耗品の受拂に就ても材料の場合と同様に取扱ふが普通である、消耗品は材料に比し輕視し勝ちで從つてこれが受拂記載を等閑に付する傾があるから注意を要する。4) 豊算の差引を記載する帳簿、普通豫算差引簿と稱する、工事豫算等に對し支出額を記載し常に豫算殘額を明瞭にして置くもので、監督者は常に豫算殘額を檢し、工事の出來形を對比し、將來の計畫を立てねばならぬ、豫算は支拂額が確定したならば速かに差引きを爲すことを要する、以上の外雜費に就ての整理簿、備品臺帳、工事日誌、一般文書類等が必要である。

11. 精算 工事が完了したならば規定せられた期間内に精算書を作製するのが普通である、精算とは設計書に對し如何に實施せられたか、工事費は如何に消費せられたかを明瞭にするもので、材料受拂簿、出面簿、器具機械費、消耗品受拂簿、雜費整理の書類等に基き作製する、2年度に涉る工事は年度末精算(年度報告)を爲し、其の他は出來形精算書(竣工精算又は竣工報告)を作製する、其の精算額は豫算差引簿に示す工費額と一致すべきものである、精算書には工事の竣工圖を作製添付し一般證憑書類と一括保管の手續を爲す。

12. 工事中の事故 工事中天災等の爲工事に危害の及ぶ様な時には速に適當の方法を講じなければならぬ、又工事の種類に依つては相當負傷者のある事を豫想し之に處する方法を常に心掛け、公傷者に對しては労働者災害扶助法等夫々の規定に基き直ちに應急處置をしなければならぬ、凡て之等の事故に就ては事の大小に不拘速かに報告の手續を取ることを要する。

13. 工事施行の注意 1) 直營施行に於ては工事上的一切の事項は監督者の指揮に遼ひ進められる、從つて其の任務は請負工事に比し一層重大で、僅かの不注意や放心も直ちに工事に影響し、又僅かの注意に依り意外の好結果を得られるものであるから、監督者は常に陣頭に立つて一切の指揮に當らねばならぬ、要するに直營工事の監督事務は一時も熟意と緊張とを缺く事を許さぬ忠誠である。2) 監督者は豫め工事現場附近の人情地理に精通して置かなければならぬ、即ち石材、木材等地方の材料の所在地、土捨場、土取場の状態、停車場の位置設備、材料の運搬路、運送店其の他材料店の所在地、其の土地特有の諸事象、附近労働者の狀態、附近の労働賃金、醫院の所在地等に付ては夫々調査を遂げて置かねばならぬ。3) 工事中は現場附近の住民と密接な利害關係を生ずるものであるから、之れとよく協調し、警察署其の他外部關係者との連絡に心掛け、圓満な工事の進捗を

計る様意を拂ふことを要する。4) 工事施行中技術上の諸種の精確な統計を調製する事は直營工事監督者の一つの任務である、故に施行中は参考となるべき事項は大小漏れなく記録し、常に作業の適否を反省し、尙ほ將來の参考に資すべきである。5) 工事用材料器具機械等の保管を嚴重にして盜難を防止する事は最も必要な事柄である。6) 工事直營施行の場合は多額の金錢を直接取扱ふ等の關係上、間々不正事件を生ずるものである、他の場合の不正行為と違ひ累を後日に及ぼし工事に支障を來すものであるから極力之を未然に防がねばならぬ、工事中不正行為を發見した場合は遅滞なく之が善後處分を講じなければならぬ。

不正行為防止の爲めに注意を要する事は種々あるが、特に次の事項は忽にすべからざるものである、1) 監督者の選定に注意す、直營工事に於ける事故は工事主任の不正怠慢に起因する事が多い故に特に實直な者を以て之に當らしめること、2) 工事主任者は常に謹厳な態度を持し苟も下僚をして倦怠の色を窺はしめず、常に精神を緊張せしむる様指導することを要すること、3) 同一地方又は同一場所に數年間同一人を監督の任に就かしむる事は利害得失相半ばするから考慮を要すること、4) 総ての工事準備は用意周到に爲し、如何なる急の場合に處しても狼狽しない様にすること、5) 急を要する場合と雖も規定を遵守し、些細な事項であり遠慮と感ぜられる場合でも正當な手續きを経ること、6) 材料の取扱は特に入念にし多忙の故を以て亂雑にせざること、7) 帳簿は必ず毎日記載整理し常に工事の状態を明瞭にし置くこと、8) 残材料の整理に注意し其の處分を忽にせざること、9) 消耗品の受付に注意すること、10) 使用中の機械は豫め其の構造を調査し置き修繕に際し遺漏無き様に注意すること。

第3章 請負施行

14. 請負 1) 請負の意義 請負は請負人が仕事を完成することを約束するものであるから其の目的は雇傭の如く労務其のものでなく労務の結果である。故に如何に労務を盡すとも其の仕事の結果を得ざる間は其の義務を履行したものとはいへない、又註文者は仕事の完成又は労務の結果の對價として當然報酬を支拂はねばならぬものである。

2) 請負の強制 請負人は仕事を完成する義務がある、仕事の完成に對し瑕疵があつた時は請負人は擔保の義務を負ふ、其の方法としては瑕疵修補、損害賠償、契約解除等がある、尤も瑕疵が重要ならざる場合に修補が過分の費用を要するときは修補を爲さずして損害賠償をすればよい、又仕事の瑕疵が註文者から提供し

た材料の性質又は註文者の指圖に基いて生じたものならば請負人は擔保義務を負はない、土地の工作物の請負人は其の工作物又は地盤の瑕疵に付ては引渡しの後5年間(石造、土造、煉瓦造又は金屬造の工作物に付ては10年)其擔保の責に任ずる。

註文者は請負人の仕事の完成又は労務の結果に對し報酬支拂の義務を負ふ、其の支拂時期は仕事の目的物の引渡しを爲すべき場合は其の引渡しと同時に、又労務の結果を供するのみに止まり目的物を引渡すことなき場合は仕事の完了した時に支拂ふべきものである、仕事の目的物に瑕疵のある時は註文者は相當の期間を定めて請負人に修補を請求することが出来る、又修補に代へ又は修補と共に損害賠償の請求を爲すことが出来る、又瑕疵の爲契約の目的を達すること能はざるときは註文者は契約を解除することが出来る、但し建物其他土地の工作物に付ては例外となつて居る、前述の瑕疵修補、損害賠償及び契約解除は仕事の目的物を引渡したる時より1年以内に請求することを要する。

3) 請負の終了 請負は仕事の完成其の他一般契約の終了原因に依つて終了する、而し仕事の完成前に於ても契約解除に依つて終了する、即ち註文者は仕事の完成せざる間は何時にも損害を賠償して契約を解除することを得、註文者が破産の宣告を受けたる時は請負人又は破産管財人は契約の解除を爲すことを得る。

4) 契約の條項 以上は請負の大綱原則であるが、實際に當つては尙ほ詳細に涉る權利義務の關係を契約條項として當事者間に於て遵守すべきことに約束するを通例とする、道路工事に付ては道路法に基く内務省令道路工事執行令及び之に基く府縣令施行細則に依るべきであり、普通土木工事に付ては官廳又は各公共團體に於て夫々の工事執行規定並に其附屬細則を制定し之れに準據すべきことを契約して居る、又鐵道省の如く個々の場合に於て詳細に契約條項を定めて契約を締結する場合もある。

15. 請負の選定 工事の施行を請負に付するに競争入札に依る場合と隨意の方法に依る場合とある、更に競争入札に一般競争入札と指名競争入札との2種がある。

1) 一般競争入札 請負人の決定は一般競争入札に付するを以て原則とする、一般競争入札は一般に公告して競争の入札により請負人を決定する方法で入札期日の数日前入札に必要なる事項を公告する、入札人は一定の資格を具備することを要し、且つ入札保證金を納付することを要するが、特定の者を指定する譯ではなく、相當の資格を有すれば何人でも宜しい。

2) 指名競争入札 一般競争入札は假令納税額其他に於て資格を限定するとはいいへ、殆んど無制限に近き競争が行はれ從て不適任其他事實上實行能力無き者迄も競争に加はり不都合を生ずる場合も起る虞があるのであるから、次の場合に於ては指名して競争入札に付することべきである。

5名以上又は3名以上(道路工事)を指名して競争入札に付することがある。
 1) 一般競争入札に付するを不適當と認むるとき、例へば工事の性質目的に依り競争に加はるべきものが少數で一般の競争に付する必要のない場合、又は徒然に競争して實行能力無き者に落札し其の結果工事の施行を粗悪不完全又は成功不可能に陥らしむる虞のある場合の如き、2) 急施を要し一般競争入札に付するの能なきとき、3) 一般競争入札に付するも入札人なきとき又は落札人なきとき、
 4) 特に指名競争入札に付するの必要ありと認むるとき。

④特に指名競争入札は、証文者に於て特に信用ありとして指定したる請負人をして入札せしむるものであるから、入札保證金を免ずるは勿論契約保證金もも減免する場合が多い、従て官廳又は公共團體に於ては年度始め等に於て豫め請負業者の経歴成績、資力、信用等を審査し所謂指定請負人を撰定し置き、工事施行に當り是を指定請負人中より適當と認むる者を撰定して指名競争入札を行ふを通例とする。

3) 隨意契約 請負の決定は入札に依り落札者と契約を締結するを本旨とするが、次の場合に於ては適當と認むる者から見積書を徵して隨意の方法により契約を締結するものとし得る。即ち 1) 競争入札に付するを不適當と認むるとき、2) 急がしいことがあるとき、3) 競争入札に付するも入札人なきとき、4) 落札人なきとき、又は落札人なきとき、5) 豊定價格比較的少額にて一定の金額未満のとき、6) 競争入札に付すること能はざるとき等の場合に適用せられる。

隨意契約は最も信用ある場合に行はるものであるから契約保證金の如きはほとんど免除することを以て通例として居る。

16. 入札 1) 入札公告 入札は競争に依り請負人を決定せんとする場合に行ふ方法である。一般競争入札に付する場合は官報、公報新聞紙又は其の他の方法で5~10日前に次の事項を公告する、1) 入札に付すべき事項、2) 設置書、仕様書、圖面及契約書案等を示すべき場所、3) 入札及開札の場所、日時以上の大要なる事項等。

指名競争入札に付する場合は之等の事項を豫め入札人に示す

2) 入札保證金 入札を爲さんとする者は入札保證金を納めることを要する
入札保證金は道路工事では入札金額の 3/100 以上、政府の会計規則に依るもの
5/100 以上で、会計規則では現金又は國債證券を以てし、道路工事では國債證券

地方債證券、勵業債券、農工債券、拓殖債券、興業債券其の他の道路管理者の適當と認むる有價證券を以て代用出来る、この場合國債は額面金額、其の他の有價證券は前月市場價格の $8/10$ を以て換算する。

道路工事豫定價格 2,000 圓未満の時及び 指名競争の場合は入札保證金を減免することが出来る、

3) 入札人の資格 道路工事では次の如き者の入札を禁止して居る、即ち 1) 無能力者、2) 破産若は家賃分産の宣告を受け復権せざる者又は身代限の處分を受け負債の辨済を了へざる者、3) 6 年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者、4) 6 年未満の懲役又は禁錮の刑に處せられ其の執行を終り又は執行を受けることなきに至る迄の者、5) 責付又は保釋中の者、6) 入札又は請負に關し不正の行爲ありたる後 2 年を経過せざる者。

尙ほ道路工事では入札人は道路管理者に於て相當と認むる學識経験を有する技術者をして工事を擔當せしむるもの外は次の要件を具備することを要する、即ち 1) 引継ぎ 2 年以上土木請負業に從事すること、2) 其他地方長官の定むる要件(主として納稅資格等を規定する)。

以上の外次の事項に該當する者は爾後2ヶ年間入札人たることを禁止して居るのが普通である。1) 競争の際に價格を競上ぐるの目的を以て連合したる者，2) 落札を條件とし他の者に金錢を授受せむとしたる者，3) 競争の加入を妨害し若は競落者の契約履行を妨害したる者 4) 落札の通知を受け契約を締結せざる者，5) 契約履行の検査監督に際し道路管理者又は掛員の職務の執行を妨げたる者，6) 契約を履行するに當り故意に之を粗雑に爲したる者，7) 道路工事執行令第21條第2號乃至第4號の規定に依り契約を解除せられたる者，8) 他人の工事の進行を妨害したる者，9) 其の他不正行為ありと認められたる者，10) 以上一つに該當すと認められたる後2年を経過せざる者を代理人として使用したる者

4) 入札の無効 道路工事では 1) 道路工事執行令、同令に基き發する命令又は道路管理者の定むる入札條件に違反したるとき、2) 入札人又は其の代理人2以上が入札を爲したるとき、3) 入札人協定して入札を爲したるとき、4) 入札に際し不正の行爲ありたるとき等に於ては其の入札は無効として居る、道路以外の工事に就ても同様の取扱をして居るのが普通である。

5) 落札 入札には入札に付したる事項の豫定價格調書を封緘して開札の場所に備へて置く、開札は政府の會計規則では公告に示した場所、日時に入札人の面前に於て行ふことを原則とし入札人出席無きときは入札に關係無き官吏をして

立合せしめることになつて居るが、道路工事では立合を必要とせずして入札人又は其の代理人が開札の際參觀することを得る様取扱つて居る所もある。

入札は豫定價格以内の最低額を以て落札とすることが普通であるが、道路工事では豫定價格の $2/3$ を下らざる最低價格の入札を爲したる者を落札人として居る。尤も設計付入札では設計及入札金額に依り落札人を定め、落札となるべき同一の入札 2 以上あつた時は抽籤を以て落札を定める、落札の無い時は直ちに再入札に付することが出来る。

17. 契約 1) **契約の締結** 落札人は落札の通知を受けてから道路工事では 5 日以内に道路管理者と請負契約を締結しなければならぬ、若し落札人が右期間中契約を爲ないときは落札は其の效力を失ひ、入札保證金は沒收せられ、且つ相當制裁（2 年間入札及請負停止）を加へられる、道路工事以外の場合でも略同様に取扱はれて居る。隨意契約は設計書仕様書圖面契約書案等を示して見積書を徵し、其の見積金額が相當の場合は期日を定めて契約書等を提出せしめる。

2) **請負金額仕譯書** 請負契約書を提出する場合請負人は請負金額仕譯書を提出するを要する。仕譯書には工事の位置及種類、名稱、材料、數量、単價、歩掛金其の他必要な事項を掲ぐることを要し、註文者が其記載事項を不相當と認めたときは請負金額の範囲内で訂正せしめる場合があり且つこれを拒むことの出来ぬ様な取扱をして居る所もある、尙ほ全然請負金額仕譯書を徵せざる所謂金抜設計（単價代價を入れざる設計）を附して請負總額一本で契約し設計變更其他により増減するときは註文者の作製したる原設計額と請負金額との比率を以て變更請負額を算定する所もある。

3) **契約保證金** 請負人は請負金額の $10/100$ 以上の契約保證金を納付することを要する、但し指名競争入札又は隨意契約の方法で請負契約を締結する場合は之を減免することが出来る、契約保證金を有價證券を以て代用する場合の取扱は入札保證金の場合と同様である。契約保證金は工事完成後還付するを原則として居る、但し契約に依り擔保義務結了迄其の全部又は一部を留保することもある、道路工事では執行令第 21 條の規定に依り道路管理者が契約を解除したとき、請負人の責に歸すべき事由に依り契約無効となつた時には契約保證金は沒收せられ道路管理者の統轄する公共團體の收入となる。

18. 施工 請負人は承諾を得ずして工事の執行を他人に委託することは出来ぬ、常に現場に在つて工事に關する一切のことを處理すべきである、請負人事故ある時は承認を受けたる者を以て之に充つることを得、但しこの代人不適當と

認むるときは承認を取消すことがある。

請負人は工事の執行に付き管理者の指揮監督に従ふべく、工事竣工したるときは其の検査を受くべきである、工事中に起る一切の事項は請負人の責任とすることが普通で、其の使役する者の行爲に付一切の責に任ずべく其の行爲工事に障害あるか又は不適當と認められたるときは其の使役を停止し又は退去せしめられることがある、工事に要する物件は豫め検査を受けることを要し、其の不合格のものは他に搬出を要する、又交付せられた物件は保管の責に任せねばならぬ。

工事の竣工検査前に於ける既成部分及材料の滅失毀損其の他總ての損害は請負人の負擔となるが、註文者の方で必要ありと認むるときは何時でも契約の解除を爲すことを得るは勿論、工事の増減、變更、停止若は中止を命ぜることを得、請負人は之を拒むことを得ない様になつて居るのが普通である、尤もこの場合工事の増減變更等のため竣功期日の伸縮を要するときは更に之を定める。

請負人が天災事變其の他正當の事由に依り契約期間内に工事を竣工すること出来ないときは期間の延長を求めることが出来る、契約期間内に工事を竣工せざるときは道路工事に在つては遅延日數 1 日に付請負金額 $10/100$ の違約金を徵收し請負金額から控除する、道路以外の工事では違約金を 1 日 $1/500$ 甚だしきは $1/200$ として居るものもある。

19. 契約解除 道路工事に於て次の場合に道路管理者は契約を解除することが出来る、1) 契約期間内に工事竣工の見込なきとき、2) 工事の執行に付不正の行爲ありたるとき、3) 正當の事由なくして管理者の指揮監督に従はざるとき、4) 執行令、これに基き發する命令又は契約に違反したるとき等である。此の場合契約を解除したるときは工事の既成部分に對し道路管理者が適當と認める金額を交付する、契約無効の場合も同様である、而して此の場合の契約解除及び請負人の責に歸すべき事由に依り契約無効となりたる時は契約保證金は沒收せられ道路管理者たる行政廳の統轄する公共團體の收入となる。

註文者に於て工事執行上必要の爲め契約の解除をなしたる時は契約保證金の沒收等を爲さざるは勿論である。

20. 竣功 工事竣工したる時は請負人は届出で竣工検査を受けることを要する、この場合出來形精算書を添へることもあるが請負金額仕譯書の内容と同一の場合は省略する、請負金額仕譯書を徵しない契約では單に竣工届出だけでよい。

竣工検査の結果工事が仕様書、設計書、圖面等に違ひ粗悪不完全と認められる場合は補足、修補又は改築を命ぜ、擔保期間内に於て工事に瑕疵を發見し又は滅

失毀損を生じたる時は期間を指定して請負人に修補を命ずる、但し天災地變其他不可抗力に因るものと認められたときは其修補義務を減免されることもある。

請負人が此等義務の履行を拒み、義務を履行せず又は履行するも指定期間内に完了の見込なきときは註文者が自ら執行し又は第三者をして執行せしめ其の費用を請負人に負擔せしめる様な場合もある。

21. 請負金の支拂 請負金額は竣工検査完了の後請負人の請求に依り支拂ふ、道路工事で違約金其他を控除せらるる場合は差引される。

竣工検査前と雖も出来形に應じて請負金額の一部を假拂することがある、其割合と度數は契約又は取扱慣例に依る、道路工事では工事の出来形に相當する金額の 8/10 以内と定めて居る、假拂度數も金額により制限し例へば請負金額 1,000 圓未滿 1 回、5,000 圓未滿 2 回、10,000 圓未滿 3 回等と定めて居る場合もある。

第 4 章 請負方式の考察

22. 建造工業の特徴 工事請負の業務は營利の目的として建築工事を營むものであるから、採取工業や製造工業と區別して建築工業と稱することが出来る。而して此等採取、製造、建築の 3 工業間には、技術上から見て色々な相違があるが、經濟上から考へて特に建築工業の特色と思はるゝ點を擧げると。

1) 常に特定な註文に基き請負契約のもとに、生産行為が起るのであつて、採取工業や、製造工業の如く、市場を目標として生産をするのではない。2) 従つて他の 2 工業の如く、需要者即ち註文主を定める前に、所要實費を知ることが困難である。3) 需要者と供給者たる建築工業の經營者即ち請負業者との間に、他の 2 工業に見る様な商人、仲買人の如き仲間者が介在しない。4) 生産すべき財即ち建築工事の品質及數量の判断決定は、他の 2 工業と違ひ、生産者即ち請負業者が直接自らするのではなく、常に註文者が之をする。5) 營利の対象である建築工事の多くは、個人的な享樂消費財でなく、公共的なものである。6) 採取工業や製造工業では、仕事の性質が繼續的で工場が固定的であるのに比べて、建築工業では工事が變動的で、又工事現場が一時的である。

勿論是等の關係には例外もあるが、大體に建築工業の特徴として認めることが出来る。而して工事請負に對する諸問題を研究する上にも、是等の特性を考慮することが必要である。

23. 請負方法の種別 施行上の分業的關係から請負方法を區別すると、1) 一式請負 2) 分割請負の 2 種となる。

1) 一式請負とは或る一の工事、例へば某地點間に鐵道線路を敷設する鐵道建設工事、或は某河川に橋梁を架設する橋梁工事等がある時、鐵道建設工事ならば、線路の下部構造物たる切取、盛土、石垣、橋梁、隧道と云ふ様な工事から、上部構造物たる軌道（軌條、枕木、バラスト等）の敷設、附帶工事たる停車場其他の建物、信號設備と云ふ様な工事迄引括めて全部を、又橋梁工事なれば、橋臺、橋脚等の下部工事から桁架設、手摺、鋪装等の上部工事迄引括めて全部を、一纏めにして 1 人の請負人に請負はしめる方法である。

此一式請負でやる時、若し工事が小規模であるなら、請負つた請負者が他の力を借らず工事一切を自ら實施しても大した困難はないが、大規模の工事になると假令一式請負で 1 人の請負者が引受けても、到底自らの力のみで、此工事全部を實施することは、經濟上からも技術上からも、困難不利であるから、普通工事の或る部分を分割して更に他の幾人かの請負者に請負はしむるのが一般である。此の場合一式請負をなす請負者即ち工事全部を一括して註文者から直接請負ひ、完成の責任を負ふ請負者を一式請負者と謂ひ、此一式請負者より其下にあつて、工事の一部分を請負ふ即ち下請負をなす請負者を下請負者と云うて居る。

一概に施工と云つても、其内容には技術上諸種の部門があるから、従つて請負者にも自然各部門に應じ夫々専門又は専門と並行かなくとも特別な經驗設備又は熟練工を有する者が出来るのであつて、是等の者が一式請負による工事の或る専門部分を下請負者として分業的に引受けることにより、茲に一式請負者對下請負者の關係が成立つのである。例へば前例の鐵道工事を一式請負で実施すると、一式請負者は之を土工、橋梁、隧道、建物、軌道工事と分割して此等の各工事に夫々經驗ある専門的な請負者に下請負することが出来る。又建築工事の一式請負で云ふと、基礎と上部構造とを分割して下請負する外に、室內設備として照明、暖房、昇降機、衛生設備等の細かい特殊技術を要する諸工事を夫々専門の請負者に下請負するのが普通である。斯く一式請負者對下請負の關係は、工事を施行する上の分業協力であつて、一式請負者は分業の統御者としての任務を果すものである。施行技術が進歩複雑となるにつれて、勢ひ請負者も専門的分業的となるのが自然であるが、又是等の専門技術を完全に綜合して一工事を仕上ぐるにも、大に智識技倅を要することになるから、茲に一式請負者としての業務が成立つのである。

本邦の土木工事に於ても、昔から下請負制度なるものがあるが、其の内容を見ると、多くは親方對子分の因縁關係に過ぎないのがあつて眞に技術的専門より起る分業と云ふ意味から出來たものではない。下請負者と云つても、特別に専門的

な技術を有する獨立な請負者と云ふよりは、或る親請負者の一配下として子分労働者を率ゐる小親分と云ふ役割をなすだけで、全く機械力を利用せざる労力中心の原始的な施行法に附隨しての制度に過ぎない。

2) 分割請負 起業者即ち工事の註文者自身が、其技術者の力を借りて、設計と共に其工事施行を、適當に分割して、夫々専門的な請負者に請負はしむる方法であつて、恰も註文者が一式請負者のなす可き仕事を直接自ら實行するのだと考へられる。此の方法は 1) の一式請負と比べて、一式請負者を煩はさない點からは一式請負者へ支拂ふ可き一般間接費及利潤は或程度迄節約し得る理であるが、それだけ註文者側には、各請負者間の聯絡を圓滑ならしむる上に面倒な手數を要するから、從つて註文者側の経費を増すことになる。分割請負と云つても、同一種類の工事を單に數量的に幾つかの群に分割して、別個の請負者に請負はしむるのは本來の意味の分割請負ではない。或る一の工事を其工事の各種構成部分工事に分割して、技術的専門による分業的請負を爲すのが、眞の意味での分割請負であつて、之は恰も一式請負の場合に説明した下請負の分業關係と同様である。例へば 1,000 km の地方道路建設工事があるとして、此を 200 km 宛 5 工区に分ち 5 人の請負者に請負はしむるのは分割請負ではない。此工事を土工、橋梁、鋪装工事等と分割して、夫々の工事に適任な請負者を選擇の上請負はしめて、初めて眞の意味の分割請負が成立つのである。

3) 一式請負と分割請負との利害比較 一式請負の利點としては、1) 註文者對請負者の關係が一式請負者 1 人だけであるから、註文者として交渉の手數少く且つ工事が専門的分業を要する場合、其選擇・連絡、統御等に付きての面倒が省ける。2) 工事全體に對する請負金額が、一回の請負契約で決定するから、工事費總額が早く決定出来る。

併し其缺點としては 1) 一式請負に附す可き工事の全部につき、請負契約を締結し得るだけの設計を纏めなければならぬから、大工事を一式請負でやらうと思ふと、着手迄に時日を要する。2) 一式請負者に利潤を支拂はねばならぬ。3) 工事の或部分につき、註文者が希望する専門請負者を選擇することが出来難い。

分割請負の利害は大體以上一式請負の利害と反対であるが、一式請負分割請負何れにも利害得失があるから、一の工事を請負で施行する場合一式でやるか分割でやるかを決するには、工事の性質其他を考慮して適切な判断を下す外はない。例へば工事の性質上同時に同地域内で作業を必要とするもの、又は施工の結果が互に密接な關係を有するもの等は、可成一式請負とするのが得策である。斯る工

事を分割請負により、互に了解なき別個の請負者に請負はしむる時は請負者間に紛擾を釀し易く、彼の大正 14 年暮に於ける鶴見騒擾事件の如き失態を來す憂がある。一般に分割請負にすると、一式請負の缺點として挙げた一式請負者に支拂ふ利潤を節約し得ると考へられるが、併し請負業者間の事情に通ぜざる起業者間の技術に依り、密接な關係ある部分工事を、別個の獨立請負者に請負はしむるには諸種の故障が起り勝であるから、却て一式請負に附するより經濟的にも不利となる傾がある。

24. 請負形式の種別 請負契約の内容とする事項には、請負金額の決定、工事の期限、請負金額の支拂、契約の保證其他色々の問題があるが、經濟上最も關係の深い金額の決定、即ち請負者に支拂ふ工事費を如何にして定めるかと云ふ點から、請負形式を區別して見ると、次の 3 種になる。1) 定額請負、2) 實費報酬請負、3) 1) 及 2) の折衷修正形式。

1) 定額請負 或る工事を一括して之に對する總請負金額何程と定める請負形式で、即ち請負契約と同時に支拂ふべき請負總金額を定額で定めてしまふ方法である。

2) 實費報酬請負 請負契約の締結と同時に請負總金額を定めずに、工事を施行し終つた後になつて、實際に要した工事費に或る報酬を加算して、之を請負金額として支拂ふ方法である。即ち 1) の方法では請負工事着手前に請負總金額が決定して居るのに反し、2) の方法では請負工事完了後に請負總金額が決定するものであつて、前者の請負金額の決定が全然見積原價を基とするのに對し、後者の請負金額は全然實際原價を基するもので、請負總金額の決定時期について、此の 2 者は全く相反して居るものである。

3) 修正形式 1) 及 2) の反対な點を都合よく折衷したもので、1) 及 2) の形式の極端に相反する利害を調節した形式である。

25. 定額請負 此の請負形式では請負契約の締結と同時に請負金額を決定するのであるから、請負金額を決定する上の根據となる工事實費を契約前に正確に推定しなければならない。之が爲には實費を支配する諸關係を豫めよく調査し、設計を充分確定的なものとし、且つ同一種の工事に對する既往の經驗記録等参考として工事實費を計算しなければならない。併し之は簡単な工事なら格別問題もないが、少し複雑な大工事になると、調査其他に餘程の面倒をかけても、工事實費を左右する色々な原因を正確に推定することはなかなか困難である。若し此場合推定を誤つて、實際の實費と非常に違つたとして、假りに實際のものより非常

に小であつた場合を考へると、註文者は之だけ不當に利益することになるが、請負者はみすみす損をしなければならなくなるから、其埋め合せに施工も粗略にする危険がある。又反対に推定が實際のものより非常に多過ぎたとすると、請負者は不當な利益を獲得することになるが、逆に註文者は大きな損をすることになり、何れにしても不都合な結果になる。此の實費を工事着手前に確實に推定しなければならない點が、此請負形式の根本的な缺陷であつて、此形式による工事請負は稍ともすると、冒険的投機的となる憂が多い。

定額請負形式の利害 利點としては、1) 註文者の經濟上重要な關係のある固定資本の大部分を成す工事費を早く確定出来る。2) 請負金額の支拂が簡単である。3) 請負金額が一定して居るから請負者が實費を減少して利潤を増す爲施工上の努力を惜しまない。

缺點としては、1) 正當な請負金額を決定する爲に請負契約前に充分の準備調査が必要である。2) 請負金額が一定して居るから請負者が實費を減少して利潤を増す爲に施工を粗略にする憂がある。3) 註文者側の技術者が監督に偏し實費節約上の親切を缺く心配がある。4) 工事途中の設計變更が困難である。

是等の利害から見て、請負工事の性質が單純で、着手後に設計變更の必要がなく、工期も短くて、其の工事實費を或る程度込正確に推定出来る場合には、此形式は履行に面倒が少く採用して便利である。併し工事費が多額で工期も長く、着手後設計變更の必要多いと思はれる複雑な大工事の場合、又は特殊な工事で從來餘り経験のない工事等の場合には、此形式による請負契約は不得策である。

26. 實費報酬請負 此の請負形式では定額請負と反対に、請負金額を契約と同時に見積りで定めず、契約後實際工事を施行した上で、實際に掛つた實費を精算し之を支拂の基本實費として、之に或る割合で請負業務上的一般間接費と利潤とに相當する額を報酬として加算し、其の合計を請負金額として支拂ふのである。従つて此形式では定額請負の様に請負金額と實際の實費とに大きな違が出來て、不都合を起すと云ふ心配は全くない譯である。併し此の形式では、請負者が如何に餘計實費を掛けても損をする心配がない上に、假令請負者が奮發し實費を節約しても、之が直接自分の利益にならないのであるから、稍ともすると請負者が實費節約上の努力を怠り實費を増す心配がある。殊に同一請負者が此の請負形式に依る工事と同時に他に定額請負工事をやつて居る様な場合には、此形式の工事の方に劣等な労働者や不良な機械を差し向けて、定額請負の工事の方に力を注ぐ傾向がある。だから一般に云つて此請負形式では註文者が不當な損を招く心配があ

る。之は此形式としての根本的な缺點であるが、併し請負者にして德義を重んじ、誠實に其義務を果たすならば、註文者としては工事を粗略にされる危険が少く、又請負者としては損をする心配がなく利潤が安定すると云ふ利點がある。是等の點から考へて、實費を保證する此形式は、實費を推定することが困難な特種の工事或は天災戰時等の様な火急を要する際は、經濟的關係を離れて速成を主眼とする様な場合等には用ひて有效な方法である。

實費に加算する報酬を、實費に比例して定めるか、又は實費と無關係に定額で定めるかに依つて、此請負形式に2種の區別がある。即ち 1) 實費比例報酬請負、2) 實費定額報酬請負である。

1) 實費比例報酬請負は報酬を實費の何割と率で定める方法で、實費に比例して報酬が増減するのである。

2) 實費定額報酬請負は報酬を契約と同時に或る定額で定めてしまふ方法で、工事着手後の實費の大小には無關係なのである。前者の方法では、實費が増すと之だけ比例して請負者の受取る報酬が増すことになるから、實費報酬請負の根本缺點である註文者に不當の負擔をかける弊害に最も陥り易い。後者の方法では報酬が豫め一定して居るから、此點は幾分前者よりは弊害が少い。

前述の如く定額請負と實費報酬請負とは、夫々相反する極端な缺點があるのである。兩者を互に緩和した折衷的な色々の修正請負形式がある。以下其の主なものと説明する。

27. 單價請負 此請負形式は總請負金額の代りに、請負に附する諸工事の單價を契約する方法である。即ち請負に附する工事を適當な部分工事に分類して、其各部分工事に對する單價を請負者と契約して、工事全體の請負金額は、工事竣工後精算した實際の部分工事數量と、契約單價とで計算決定するのである。此形式に依ると、部分工事數量は契約前に正確に推定する必要がなく、工事完成後に精算すればいいのであるから、契約後設計の變更に伴ふ工事數量の増減が容易に出來るから、或る程度迄定額請負の融通のきかない點を補ふことが出來て便利である。現今此請負形式は最も廣く用ひられて居つて、少し大きな土木工事の請負は凡て此の形式に依ると謂つても差支ない位である。併し此形式にも下に述べる様な矛盾が起ることを注意しなければならない。

1) 工事の内容性質の推定から起る矛盾 之は實例から説明するのが最も解り易い。例へば鐵道線路建設工事を單價請負でやる場合を考へると、此工事は切取、盛土、石垣其他の部分工事に分類區分する事が出來るが、此の一つの切取工

事には更に、其の内容として切崩、積込、運搬、法張芝等の諸部分工事が含まれられ、又此等の諸工事は、地質の硬軟、切取深さの高低運搬距離の遠近等に依つて區別される。今此切取工事の請負単價を假りに切取 1m^3 で定めると考へると、此単價の内容には、前記切崩、積込其他の諸部分工事並に地質の硬軟、切取の高低其他に依り區別される工事の實費全部を、單位 m^3 に平均して見積り割當てなければならない。簡単な切取工事で、土質も一定し、運搬距離も一様である様な場合には、此等部分工事の實質を切取單位 m^3 の単價に見積り平均することは、比較的容易であるから從つて實際と大差ない單價を推定することが出来るが、併し山間の鐵道線路建設工事等の切取工事で、切取個所が長區間に散在し、其地質も不規則で、岩石もあれば土砂も混り、又其運搬距離も場所に依り異なる様な複雜な場合には、此等工事原價を左右する諸性質を正確に調査推定し、其實費を見積り、之を全切取工事數量で平均して、切取 1m^3 に対する単價を確實に決定する事はなかなか困難なことである。若し此等単價を定める可き工事の内容に對する推定が實際施工した結果と異り、推定した請負単價が實際単價と甚しく齟齬した場合には、假令工事數量は實際精算したもの用ひても、結局總請負金額は不公正なものとなり、定額請負の場合に實費の推定を誤る結果と全く同一な不都合を起すことになる。之が單價請負に於ける避け難い一つの缺陷である。此缺點を緩和する爲には、部分工事の分類を細くして、單價を定める工事の内容を可成簡単にする外はない。例へば前記切取工事の例で云ふと、切取工事を一括して 1m^3 の平均単價で定めずに、更に之を個所別とか、切崩工事、運搬工事、張芝工事とか、堅岩、軟岩、土砂切取とか、運搬距離何鎖以上の切取工事、何鎖以下の切取工事とか云ふ様に細別して、其請負単價を決定しなければならない。切取工事を單に 1m^3 の平均請負単價で定めるよりは、之を堅岩切取、軟岩切取、土砂切取の3種類に分ち其請負単價を定める方が、夫れだけ確に請負単價を定める上の不確實な推定事項を少くするが、併し又一面からは實地施工に當り、工事數量を精算する可き工事はそれだけ多くなるから、實行上の面倒は増すことになる。此關係は獨り切取工事に限らず、色々の工事に就いて同様であるが、斯く理論的には可成工事を細く分類して、單價を定むる工事の内容を簡単にする程、工事内容の推定から来る矛盾は少くなるが、一面請負単價の數が増すことは、それだけ實地に當り工事數量を精算決定する手数を増すから、此工事区分にも、やはり自ら限度がある。細別する程工事着手前の單價調査は簡単になるが、實地には手数がかゝり、遂に工事区分を少くし單價の數を減ざると、工事着手前に工事内容の調査が厄介になる。

2) **工事數量の變更から起る矛盾** 或る工事の請負単價には其工事に含まれる諸部分工事の實費が凡て其工事數量に平均されて居るのであるから、單價を定めるには根本に確定した工事數量が必要である。例へば前例の切取工事で 1m^3 の單價には、岩石土砂等の地質に依り區別される切崩工事、距離の遠近に依り區別される運搬工事其他の諸部分工事が、數量的に推定されて其實費が見積られ、之が切取工事數量に依り其單位に割りふられて居るのである。だから切取工事の單價を定むるには、其工事數量と同時に其諸部分工事の數量を考へる事が必要で、是等工事數量と獨立して無關係に其單價は決定出来るものではない。單價を定むる工事の數量が變れば、其部分工事の數量も異動するのが普通で、從つて單價の内容が變つて來なければならぬ。右の如く工事數量は單價を定むる工事の諸部分工事を工事單位に正確に割當てる上から、單價決定に必要なばかりでなく、尙一般に原價の性質から考へても、單價は工事數量と獨立に定まるものではない。此關係は同一の内容性質を有する工事であつても、工事數量が増大すると、材料工賃の直接費は、其數量の割合に増すものではなく、却て工事單位に割當てる時、減ずるのが原則である。此點からも單價は工事數量を考へずには判定出來ない。即ち單價は理論上一定の工事數量に對して決定する可きもので、工事數量が變化すれば、從つて單價も變らなければならぬものである。然るに單價請負では、先づ決定を要する工事數量を豫め確定せずに、一定の請負単價だけを契約し、工事完成後に工事數量を精算して、既定単價から請負工事費を定めるのであるから、此點が理論上根本的に矛盾して居る。だから單價請負では、契約上單價が主で工事數量は副だと云つても、公正な單價を定めるには是非とも豫め工事數量を相當正確に調査推定することが必要な條件である。假令契約上工事數量は、工事施工に當り精算するとしても、之が當初の推定數量と、餘り大きな相違があつては、よし工事の性質に變化がなくとも、請負単價を其値用ゆることは理論上不合理となるのである。

斯かる單價請負の缺陷から起る不都合な實際問題は、所謂**不均衡入札**である。不均衡入札とは單價請負の場合に、態と或る工事の請負単價を不當に低くし、此と埋め合せに或る工事の請負単價を不當に高くする事を謂ふのであって、例を以て説明すると、例へば $5,000\text{ m}^3$ の切取工事と $10,000\text{ m}^3$ の盛土工事があつたとして、夫々單位 1m^3 で請負単價を決定したとする。切取工事の公正な請負単價は $1\text{m}^3 15$ 圓で、盛土工事の公正な請負単價は $1\text{m}^3 8$ 圓とした時、故意に若し切取工事の請負単價を不當に高くして $1\text{m}^3 18$ 圓とし、盛土工事の單價を逆

に減じて 1m² 6 圓 50 錢だとすると、

公正な單價の場合

| | 円 | 円 | |
|---------|-------------------------------|---------|-------------------------------|
| 切取工事 | $15.00 \times 5,000 = 75,000$ | 切取工事 | $18.00 \times 5,000 = 90,000$ |
| 盛土工事 | $8.00 \times 10,000 = 80,000$ | 盛土工事 | $6.50 \times 10,000 = 65,000$ |
| 請負金額 合計 | 155,000円 | 請負金額 合計 | 155,000円 |

不均衡入札の場合

| | 円 | 円 | |
|---------|-------------------------------|---------|-------------------------------|
| 切取工事 | $18.00 \times 5,000 = 90,000$ | 切取工事 | $18.00 \times 5,000 = 90,000$ |
| 盛土工事 | $6.50 \times 10,000 = 65,000$ | 盛土工事 | $6.50 \times 10,000 = 65,000$ |
| 請負金額 合計 | 155,000円 | 請負金額 合計 | 155,000円 |

であつて、何れの場合も總請負金額には何等相違がない。だから不均衡入札の場合でも、推定工事数量に変動さへなければ、總請負金額に就いては、表面上別に註文者に損失はない譯であるが、併し之には次の如き不都合がある。

1) 工事実施の結果 数量の増加する工事の請負単價が不當に高い場合には、註文者が不當な損失を蒙ることになる。此の逆の場合には請負者が不當な損失を蒙る。例へば前例に切取工事の實際数量が 20% 増しの 6,000m² になつたとすると

公正な單價の場合

| | 円 | 円 | |
|---------|-------------------------------|---------|--------------------------------|
| 切取工事 | $15.00 \times 6,000 = 90,000$ | 切取工事 | $18.00 \times 6,000 = 108,000$ |
| 盛土工事 | $8.00 \times 10,000 = 80,000$ | 盛土工事 | $6.50 \times 10,000 = 65,000$ |
| 請負金額 合計 | 170,000円 | 請負金額 合計 | 173,000円 |

不均衡入札の場合

| | 円 | 円 | |
|------|--------------------------------|------|--------------------------------|
| 切取工事 | $18.00 \times 6,000 = 108,000$ | 切取工事 | $18.00 \times 6,000 = 108,000$ |
| 盛土工事 | $6.50 \times 10,000 = 65,000$ | 盛土工事 | $6.50 \times 10,000 = 65,000$ |

となり、請負者は 3,000 圓 の不當利得を得ることになる。

2) 最初になす可き工事の請負単價が不當に高い場合には、請負者は工事の初期に於て不當に多くの利潤を獲得してしまふ結果、後に殘る安い単價の工事を粗略にし極端な場合には之を放棄する憂がある。

だから單價請負に於ては、單價を定むるのに總請負金額を考へると同時に、單價自體に不均衡なものがないことに注意しなければならない。

要するに單價請負と云つても、其缺點を少くするには、單價の決定上、單價を定める部分工事の性質即ち工事の數量と工事の内容を豫め正確に調査することが必要で、此點は定額請負と全く同様である。

28. 實費報酬請負の修正 實費報酬請負の主な缺點は、實際の所要實費を註文者が常に無條件で必ず負擔する結果、實費が稍ともすると不當に嵩む傾向のあることである。此缺點を修正する方法として考へられたものには色々あるが、要するに其修正の原理は契約と同時に別に制限的な標準の保證實費を制定し、此と實際の所要實費とを對照比較して、其大小の割合に應じ、請負者に支拂ふ可き報酬を増減して、猥りに實費の増大するのを押へ、且つ實費節約に對し、請負者に刺戟獎勵を與へんとするものである。而して此豫め契約する標準保證實費の制定方法の如何、又は之を標準として報酬を増減する方法の如何に依つて、色々な區

別が出來るのであるが、實費可變報酬請負とか、割増割引附實費報酬請負とか、實費自働調節報酬請負とか稱へられるのは何れも此の修正方法である。此の請負形式を採用する上に最も大切な事は、契約と同時に豫定する標準保證實費の決定であるが、併し此の決定にして正當でなければ、實費節約に對する折角の目的を達するのに、其效果が甚だ薄いものとなつてしまふ。而して此の標準保證實費を契約前に豫めることは定額請負の場合に述べたと同様に——勿論請負金額を決定する場合程に、正確な必要はないかも知れないが、——工事に依つては、なかなか困難なことが多い。殊に實費報酬請負をやらうと云ふ様な工事は、元々工事實費の査定が困難なものが多いのであるから、一層標準保證實費の決定は六ヶ敷いと見なければならない。之が實費報酬請負に對する修正方法としての缺點であつて、實費報酬請負の特徴の一つである工事着手前の實費査定に調査準備を必要としないと云ふ利點を大に減殺することになる。此の標準保證實費を推定するに當り、前述單價請負の原理を應用して、標準保證實費を定額で査定する困難を輕減する爲に單價で定めることが試みられて居る。即ち單價請負と同様に、工事を豫め適當な部分工事に分類して、此等に對し夫々保證實費單價を契約し置き、實地施工に當り、實際の工事數量を精算し、之と保證實費單價とで、標準保證實費を決定するのである。米國で保證最高單價附實費報酬請負等と稱するのは之であつて米國の有名な大工事である桑港市の「ヘッチヘッチー」水道工事、マイアミ河洪水調整工事等では實地に此方法を採用した。

日本でも建築工事には既に實費報酬請負を採用した経験はあるが、土木工事は未だ其の例を聞かない。併し米國の築造工事に比して經營組織其他萬事未だ進歩してない日本の土木築造工業の現状から考へると、實費報酬請負の様な理論的な請負形式を採用して、果して弊害なく此形式の特徴を發揮することが出来るだらうか。殊に未だ舊式な下請制度、労働者雇傭制度を實行し、科學的な原價計算の如き進歩した會計制度をもたない日本の土木築造工業の事情からしては、一層此疑問が深い。

第 5 章 請負契約書の實例

29. 道路工事請負契約書 道路工事の施行は内務省令道路工事執行令に準據するが故に契約書の形式は極めて簡単である、東京府の一例を示せば次の如し、

工事請負契約書

東京都知事ノ註文ニ依リ工事請負契約ヲ締結スルコト左ノ如シ。

第 7 條 甲ハ工事ノ設計ヲ變更シ又一時工事ヲ中止セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ請負金額ハ請負金額仕標書ノ單價若ハ其ノ之ニ依ルヲ甲ニ於テ不適當ト認ムルモノモアルトキハ甲ノ相當ト認ムル單價ニ依リ之ヲ増減シ又竣工期限ハ必要ニ依リ全部又一部ノ付額ヲ爲スヘシ。

前項ノ場合ニ於テ乙ニ重大ノ損害ヲ來シタルトキハ甲ハ相當ト認ムル補償ヲ爲スヘシ。

前項ノ損害カ現場ニ存るスル検査済材料ニシテ本契約ノ工事ニ使用シ能ハサルニ起因スルトキハ甲カ之カ賠償ヲ爲シ又代償ヲ支拂フモノトス。

第 8 條 前條第 1 項ノ中止ニシテ其ノ期間カ權限シテ 6 節月以上ニ及フトキハ乙ハ契約ノ解除ヲ請求スルコトヲ得。

前項ノ場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ準用ス。

第 9 條 請負金額ハ工事全部受渡ノ上支拂フモノトス但シ全部受渡前ト雖乙ヨリ既成部分ニ對シ支拂ヲ請求スルトキハ甲ハ検査ノ上其ノ既濟部分ニ對スル代價ノ 10 分ノ 9 以内ヲ支拂コトアルヘシ。

前項既濟ノ場合ニ於テハ請負金額仕標書ニ明記スル單價ニ依リ其ノ代價ヲ算出ス但シ施工事ニ在リテハ出來高歩道ニ依リ算出スルコトヲ得。

聯動装置、計重臺、鐵骨其ノ他工事ニシテ製作完成シ甲ノ検査ヲ受ケタル上現場へ持込ヲシタルトキハ製作代價ノ 9/10 内ヲ支拂フコトアルヘシ。

(本項は聯動装置計重臺其の他特種工事に適用す)

第 10 條 第 1 項(工事を 2 節以上に區分し個々に受渡を爲す場合)同條同項但書及第 16 條ニ依リ受渡ヲ爲シタル部分ニ對スル代價ハ其ノ都度ニカ全額ヲ支拂フヘシ。

既濟部分ニ對シ代金ヲ支拂フ雖工事受渡前ニ生シタル損害ニ付テハ第 3 條第 2 項ノ規定ニ依ル。

第 10 條 乙ハ甲ノ承諾ヲ受クルニ非レハ木契約ノ履行ヲ第三者ニ委任シ又ハ本契約ヨリ生スル債権ヲ讓渡スルコトヲ得ス。

第 11 條 乙ハ本工事ニ關シ又ハ甲ノ指定スル掛員ノ指揮監督ヲ受ケ且乙ノ資材ニ屬スル材料ハ其ノ使用ニ先づ總テ検査ヲ受ケハシ若シ其手續ヲ爲サ、ルトキハ使用ノ後ト雖乙ニ之カ引換ヲ爲サシムルコトアルヘシ。

第 12 條 乙又ハ其ノ代理人ハ常ニ現場ニ出頭シ事務ヲ處理スヘシ但シ甲ニ於テ其ノ代理人ヲ不適當ト認ムルトキハ交替セシムヘシ。

第 13 條 乙ハ工事遂行上適當ナル技術者ヲシテ現場ニ於ケル一切ノ工事ヲ監督セシムヘシ敷工區ニ涉ル場合ニハ各工區ニ付亦同シ但シ甲ニ於テ其ノ技術者ヲ不適當ト認ムルトキハ交替セシムヘシ。

第 14 條 乙ハ適當ナル職工夫ヲ選ミ秩序正シ作業セシムヘシ但シ掛員ニ於テ其ノ不適當ト認ムル者アルトキハ直ニ交替セシムヘシ。

第 15 條 乙ハ工事ニ從事スル者ノ衛生ニ關シ周到ナル注意ヲ以テ相當ノ設備ヲ爲スヘシ。

第 16 條 甲ハ工事ノ都合ニ依リ既成工作物ノ受渡ヲ請求シ又ハ受渡前に於テ之ヲ使用シ若ハ既成ノ工作物ニ對シ他ノ設備工事ヲ施行スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ乙ニ損害ヲ及ホシタルトキハ甲ニ於テ相当ト認ムル補償ヲ爲スコトアルヘシ。

第 17 條 甲ノ都合ニ依リ工事ノ全部又一部ニ付本契約ヲ解除スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ工事ノ既濟部分ニ對スル代金及補償ニ付テハ第 7 條ノ規定ヲ準用ス。

第 18 條 天災事變其ノ他正當ノ事由ニ依リ竣功期限内ニ工事ヲ竣功スルコト能ハサルトキハ乙ニ其ノ事由ヲ詳記シテ延期ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ甲ハ相當ト認ムル日數ノ延滞ヲ與フヘシ。

前項ノ事由ナクシテ期限内ニ竣功セサルトキハ甲カ契約ノ解除ヲ爲ス場合ノ外乙ハ検査中ノ日數ヲ除キ延滞日數 1 日ニ付當初請負金額ノ 1/500 ヲ過滞料トシテ甲ニ支拂フヘシ但シ第 3 條第 1 項(工事を 2 節以上に區分し個々に受渡を爲す場合)同條同項但書及第 16 條ニ依リ受渡ヲ爲シタル部分並第 17 條ニ依リ契約解除部分ニ對スル金額ハ之ヲ除ク。

第 19 條 左ニ掲クル事項ノ 1 = 請ルトキハ甲ハ本契約ヲ解除スヘシ。

1. 正當ノ事由ナクシテ乙カ本契約ノ解除ヲ請求シタルトキ。

2. 工事ノ監督検査ニ際シ乙若ハ其ノ代理人使用人等ニ於テ掛員ノ指揮ニ從ハス又ハ其ノ職務執行ヲ妨ケ若ハ計收其ノ他不正ノ形跡アルトキ。

3. 競争加入ノ資格ナキコトヲ發見シタルトキ。

(隨意契約の場合は本項を適用せず)

4. 甲ニ於テ竣功期限内又ハ期限經過後相當ノ期間内ニ竣功ノ見込ナシト認定シタルトキ。

5. 乙ノ居所不明ナルトキ又ハ工事ヲ放棄シ若ハ正當ノ事由ナクシテ工事ヲ休止シタルトキ。

(本條は契約保證金回収の場合に適用す)

第 19 條 左ニ掲クル事項ノ 1 = 請ルトキハ甲ハ本契約ヲ解除ス且シ當初請負金額ノ 1/10 (第 3 條第 1 項ニ依ル既濟部分同條同項但書ニ依ル既濟部分第 16 條ニ依ル既成部分並第 17 條ニ依ル既濟部分ニ對シ支拂ヒケル諸負担金額ハ之ヲ除ク) ノ金額ヲ違約金トシテ取得スヘシ。

(左記項前と同じ)

(本條は契約保證金免除の場合に適用す)

第 20 條 左ニ掲クル事項ノ 1 = 請ルトキハ甲ハ本契約ヲ解除スヘシ。

1. 正當ノ事由ヲ以テ乙カ本契約ノ解除ヲ請求シタルトキ。

2. 乙カ競争加入ノ資格ヲ損失シタルトキ。

(隨意契約の場合は本項を適用せず)

3. 乙カ無能力者トナリタルトキ。

4. 乙カ家賃分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ。

(本條は保證金回収の場合に適用す)

第 20 條 左ニ掲クル事項ノ 1 = 請ルトキハ違約金ヲ取得セシテ本契約ヲ解除スヘシ。

1. 正當ノ事由ヲ以テ乙カ本契約ノ解除ヲ請求シタルトキ。

2. 乙カ競争加入ノ資格ヲ喪失シタルトキ。

(隨意契約の場合は本項を適用せず)

3. 乙カ無能力者トナリタルトキ。

4. 乙カ家賃分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ。

(本項は契約保證金免除の場合に適用す)

第 21 條 第 19 條又ハ前條ノ場合ニ於テ工事既濟部分アルトキハ甲ハ第 7 條第 1 項ニ依リ支拂ヲ爲シタル部分ハ其ノ支拂殘額ヲ其ノ以外ノ部分ハ第 7 條第 1 項ノ規定ヲ準用シ相當ノ金額ヲ支拂ヒ共ニ之ヲ取得スヘシ。

第 22 條 乙カ死亡シタル場合ハ甲ハ本契約ヲ解除スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第 17 條ノ規定ヲ準用ス。

前項ノ場合ニ於テ乙ノ繼承人ヨリ本契約ノ履行ヲ申出ルトキハ甲ハ不適當ト認ムル場合ノ外之ヲ承認スヘシ。

第 23 條 圖面又ハ工事示方書ニ違ヒタル廉アルトキハ甲ノ指定セル期限内ニ乙ハ自費ヲ以テ修補ヲ爲スヘシ若シ乙ニ於テ之ヲ爲サタルトキハ甲ハ乙ノ費用ヲ以テ修補シ若ハ第三者ヲシテ之ヲ爲シタルトコトヲ得。

前項ノ規定ハ第 17 條第 21 條第 22 條第 1 項ノ既濟部分ニ對シ之ヲ準用ス。

第 24 條 第 18 條第 1 項ノ過滞料第 19 條ノ違約金第 23 條ノ費用及第 28 條ノ辨償金ハ甲ノ指定セル期日迄ニ納付スヘシ若シ之ヲ納付セサルトキハ甲ニ於テ支拂金ヨリ之ヲ引去リ尚不足スルトキハ追徵スヘシ。

第 25 條 本工事ノ瑕疵ニ付テハ乙ヘ引渡後左ノ區別ニ從ヒ擔保ノ責ニ任ス。
 木造ノモノ 1 個年
 木造以外ノモノ 2 個年
 第 26 條 本工事ニ要スル未記ノ機械又ハ器具ハ乙ノ請求アルトキハ無料ニテ其ノ使用ヲ許諾スヘシ
 但シ該物品ノ運送費並終修理費ハ乙ノ負担トス。
 前項ノ物品使用上ヨリ生スル損害ハ甲ニ於テ其ノ責ニ任セス。
 第 27 條 本工事ニ要スル未記ノ材料ハ——ニ於テ甲ヨリ之ヲ支給スヘシ但シ支給ノ地ヨリ現場迄ノ
 運送費ハ賃テ乙ノ負擔トス。
 第 28 條 第 26 條ノ物品又ハ材料ハ乙ニ於テ善良ナル注意ヲ以テ保管使用シ其ノ要損又
 ハ滅失シタルモノアルトキハ代品若ハ甲ノ指定スル代價ヲ以テ賃償スヘシ但シ甲ノ責ニ歸スヘキ事由並
 不可抗力ニ起因スルモノハ此ノ限ニ在ラス。
 第 29 條 第 26 條ノ物品使用済トナリタルトキハ修理ヲ加ヘ工区内又ハ最寄ニ於テ甲ノ指定期間内
 所ニ乙ノ負擔ヲ以テ之ヲ返付スヘシ第 27 條ノ支給材料ノ不用トナリタルモノニ付亦同シ。
 第 30 條 本工事ニ要スル未記ノ材料ニシテ——間——ニテ運送スルモノハ其ノ積卸費用ハ乙ノ負擔
 トシカニ運送ハ甲ノ負担トス。
 第 31 條 乙ニ於テ——驟ヨリ工事現場間『トロリー』ヲ使用シ材料ヲ運搬セムトストルトキハ甲ヘ差
 支ナキ限り之ヲ許諾スヘシ此ノ場合ニ從事スル職員、其ノ他運搬及積卸ニ要スル費用ハ乙ニ於テ負擔
 スルモノトス。
 前項ノ場合ニ於テ甲ノ『トロリー』ヲ使用セシムルトキ其ノ修繕費其ノ他ノ負擔ハ第 26 條第 28 條
 ノ規定ヲ準用ス。
 右契約ノ證トシテ本證書 2 通ヲ作リ甲乙各 1 通ヲ保管ス

昭和 年 月 日

契約擔當者
註文者

31. 米國標準土木工事請負契約書 米國土木學會外 7 團體の聯合協議により
 制定せる(1925 年 2 月) 標準土木工事請負契約書を次に示す、同契約書の制定
 に關し同聯合協議委員會の報告を見ると次の如き注意がある。

1) 此標準契約書は、數百に達する種々代表的な契約書式を研究した結果に成
 つたもので、其の内容には今日普通用ひらるゝ建築工事契約書中に見らるゝ凡て
 の條項を含んで居る。2) 又本契約書中の用語の多くは、場合に依り變更さる可
 きものである。例へば「註文者」は「市」又は「會社」に、「部分拂」は「見積り」
 等に變へる場合があらう。各條表題の用語は、本聯合協議委員會が確めた事實
 の範囲では、最も普通用ひらるゝものである。3) 或條項中に示した期限は、現在
 各方面的建築工事に於ける慣例の平均ではあるが、單に範例として記入したに
 過ぎない。此の部分を空欄に残すよりは、斯かる平均數字を記入した方が便宜多
 いと思ふ。4) 多くの場合、工事の着手及び完成の時期及豫定違約金に關する約
 定は重要なことである。契約本書の第 2 條に此の關係條項を挿入しなければな
 らなかつたのであるが、聯合協議委員會では豫定違約金に關する約定の字句を討

議した結果、遂に決定を見ずになつたから、記載することが出來なかつた。5) 契約事務に便なる様、文書の様式として發行した標準土木工事契約書の最初のものは、1921 年 10 月、本學會のテキサス支部で印刷したものである。

1) 土木建築工事標準契約本書

土木建築工事標準契約本書
 1900 年 月 日 本契約書ニヨリ ——(以下註文者ト稱ス) 及 ——(以下註文者ト稱ス) 間
 ニ締結スル契約書項下ノ如シ。
 第 1 條 工事ノ範囲、請負者ハ圖面及 ——(此處には圖面及び他の契約文書に用ひたる工事の表題を捕
 入す) 示ガ書ニ示セル總テノ材料ノ供給及工事ノ施工ヲナシ且ツ本契約本書、契約細則、示方書及圖
 面ニ要求アル一切ノ事項ヲ實施スベシ。
 但シ圖面及示方書ハ契約文書ニヨリ技術タル資格ヲ有スル ——ノ作成セルモノクルベシ。
 第 2 條 成功期限、本契約ノ工事ハ ——ニ着手シ ——ニ之ヲ竣工スベシ。(豫定違約金に關する規約あ
 れば本條に挿入すること)
 第 3 條 請負金額、註文者ハ本契約ノ履行ニ對シ請負者は賃貸ヲ以テ次ノ支拂ヲナスベシ。但シ契約上
 定メタル支拂ノ増減ハ之ヲナスベシ。(場合により定額、單額又は此兩者を並に記載すること)當初豫定
 セル工事量變動シハニ成功數量 = 對スル契約單價ノ適用ガ註文者又ハ請負者ニ不利ト來ス場合ニ
 ハ適當ナル修正ヲナスモノトス。
 第 4 條 部分拂、註文者ハ契約ノ條款ニ基キ次ノ支拂ヲナスベシ。
 每月 —— 日ニ其ノ月ノ一日迄 = 工事自體ニ直接使用セル材料及勞力並ニ現場ニ適當ナル方法ニヨリ
 貯蔵セル材料ノ價格ヨリ前回迄ノ支拂額ヲ差引き其差額ノ —%。但シ此ノ價格ハ契約單價ニ基キ
 技師ノ見積ニ從フモノトス。
 全工事が實質的に完成セシ場合ニハ契約價格ノ —% = 適スル金額。
 (工事の成功程度に應じて保留金額の制限又は減額に關する —— 規定あれば此處に挿入すること)
 第 5 條 受渡及竣工支拂、竣工及受渡後ノ受理スル時ハ技師ハ直ニ其ノ検査ヲ行フベシ。而シテ工事
 ガ契約上受渡シ支拂タク且ツ契約ノ履行完了セリト認メタル時ハ技師ハ直ニ成功證明書ヲ作成シ契
 約ノ條項ニ從ヒ契約工事完成シ其受渡ヲ旨旨ヲ記述署名スベシ。註文者ハ上記ノ成功證明書提出後
 —日以内ニ其ノ事務所ニ於テ保留金ト共ニ請負者は支拂可キ賃額全部ノ支拂ヲナスベシ。
 但シ請負者は成功證明書作成前賃金計算書、材料勘定書其他の工事ニ關係アル賃債全部ノ支拂終了済
 ノ證書ヲ提出シ技師ノ承認ヲ受ケバシ。
 成功支拂終了後ハ註文者及請負者ノ諸權利ハ消滅スベシ。但シ註文者ニ對シ未決着ノ留置權、竣工支
 拂後見セル過延工事其他示方書ノ要求ヨリ生ズル諸權利又ハ請負者ニ對シ成功支拂前ニ發生セル未
 解決ノ諸權利ハ此ノ限りニ非ズ。
 工事ノ實質的完成ヲ見タルニ其ノ全成功が請負者ノ過失ニヨラザル原因ニ基キ著シ過延シ技師モ此
 事實ヲ承認スル時ハ註文者ハ技師ノ證明書ヲ鐵シ契約ヲ完了セズシテ成功受渡ヲナセル工事部分ニ對
 シ特ニ賃額全部ノ支拂ヲナスベシ。而シテ此ノ支拂ハ成功支拂ノ條項ニ從フ雖モ諸權利ハ消滅ヲ伴
 ハザルモノトス。
 第 6 條 契約文書、契約細則、示方書及圖面ハ本契約書ト共ニ契約書ヲ構成スルモノニシテ本書ニ添
 付又ハ再録セル至ク同様契約書ノ一部ヲナスモノトス。
 示方書及圖面ノ細目次ノ如シ。

(示方書及圖面ノ細目次ノ如シ)

年 月 日 聲明書 訂名捺印

2) 土木建築工事標準契約細則

土木築造工事標準契約細則

第1條 定義 1) 契約文書：契約本書、契約細則、画面及小方書（其ノ執行前此等一覧ハセルヲノ追加訂正ヲ含メ）ヨリ成ル。而シテ契約ハ此等ノ文書ニヨリ成立スルモノトス。
2) 「註文者」「請負者」及「技術」トハ契約本書中ニ其旨記載セル者ニシテ契約文書ヲ通じ總テ單體
3) 「註文者」
4) 男性ト考フ。

八) 本契約ニ用ニル技師ナル語ハ註文者側ノ技師ヲ意味シ其職能ハ本入鏡ノ又其ノ正當ナル主任技
ヲ有スル助手此ヲ行フ。
九) 通知書ハ此ヲ直接名宛ノ個人、会社員或ハ組合員ニ手交スル場合又ハ通知書差出者ガ承知セル旨
近ノ營業所ニテ受取シ又ハ同所宛書留郵便ニヨリ發送シタル場合ヲ正當ナル手續ト認ム。
一〇) 本文書は於テ「下請資材」ト謂フハ謂資材ト直接契約ヲ有スル者ノミヲ指ス。木工事ノ圖面又
ハ) 本文書は於テ「下請資材」ト謂フハ謂資材ト直接契約ヲ有スル者ノミヲ指ス。木工事ノ圖面又
示方書は基ク特種設計ノ加工材料ヲ供給スル者ハ之ヲ「下請負者」ト認ムルモ斯カル材料以外ノ一
材料供給者ヘ別トス。
一一) 請負者又ハ下請負者ノ「工事」トハ努力、材料及此兩者、設備、運搬其他本契約ノ完了ニ必要
ル諸設施ヲ調フ。

ト) 契約文書中ニ記述セル期限ハ總て契約ノ要案タルモノトス。
第2條 文書ノ效果、關係及趣意 契約文書ハ正副2通ヲ作り註文者及請負者ニ調印スペシ。若シ契約書内ニ記載セラル事項ハ該文書内ニ記載セラル事項ナキモノアル場合ハ均前節ニ證明スペシ。

約細則，圖面文六示方書三註文名及請賈者，調序序，各部一題或一項事項，全部一題或一項事項，全部一題或一項事項。

契約文書へ互ニ補足的ナルモノニシテ其一ニ要求セル事項ハ全部一要ノアリ但専用条件有ヘ
ノ超賛ハ本工事ノ適切ナル施行ニ要スル繩テノ労力及材料。設備並ニ運搬ニ適用スベト類ノ圖面
其旨明記スルニ非ザレバ示方書ノ何レノ表題。部門又ハ分類ニ合モマ又合ムト推測シ得ル材料等
ハ工事ヲ要求スル意志ナシ。技術上又ハ商業上ノ用語トシ明カナル意義ヲ有スル語ニヨリ記述セハ
材料又ハ工事ハスカル普通ノ標準ニ從フモノト解スベシ。

第3條 詳細圖及指令 技師ハ時期ヲ失セズ圖面又ハ其他ノ方法ニヨリ工事ノ適切ナル施行ニ必要ナル
追加指令ヲ與フベシト雖モ此種ノ圖面及指令ハ契約文書並ニ其ノ正當ナル解釋及敷衍ト矛盾スルコ
アル可カラズ。

第4條 支給圖面ノ副 契約文書ニ別段ノ規定ナキ限り技術ハ無置ヲ以テ工事施行ニ當然必要ナル圖面
及元大典ニ附各部ヲ讀者ニ支給スベシ。

第5條 完成ノ順序 技師ノ要求=應じ請負者ハ工事各部分ノ着手及其ノ竣工豫定期日並ニ工事施行順序ヲ示セル計畫表ヲ提出スベシ。

第6條 圖面及示方書 諸負者ハ總テ圖面及示方書ノ副一部ヲ工作現場ニ捺置シ技術又ハ其代
者ノ利用ニ供スベシ。
第7條 圖面ノ所有權 技術ノ提供シタル圖面、示方書及是等ノ副ハ凡テ技術ノ所有ニ屬スルモノニシ
ケド、工事ノ使用ニシカズ、而シテ契約セシ契約ノ分除キ他ハ工事競争ノ際請求アラバ技術ノ運

第8條 諸負者ノ了解 諸負者ハ細心ナル調査ニヨリ工事ノ性質及位置、地盤ノ構造、取扱材料、性質
品質及數量、工事施行前又ハ施行中必要ナル設備及施設ノ性質、一般的の又ハ地方的ノ諸事情其他若
木契約ニヨル工事ニ係關アル一ノ切ノ都合ヲ了解ノ上置罠ナキモノトス。而シテ當營契約執行ノ前後ヲ問
ヘズ註文側ノ役員、代理人又ハ使傭人トロ頭約束又ハ談話ヲ以テ木契約ノ諸條項又ハ諸負擔ノ
レコモニ更修正スルコトナシ。

第9條 材料、用具及使舎入 別段ノ規定ナキ限り 請負者ハ總テノ材料、努力、用水、器具、設備、照明、動力、運搬其他工事ノ施行完成ニ必要ナル諸準備ヲナシ且ツ其ノ費用ヲ負擔スベシ。又特ニ規定ナキ限り材料ハ總テ新規ノモノヲ用ヒ仕上及材質共ニ良質ノモノタルベシ。又要求ニ應ジ請負者ヘ材料ノ種類及び品質ニ關シ充分ナル證明ヲ提供スベシ。

請負者ハ終始其ノ使営人間ニ嚴格ナル規律秩序ヲ保持シ工事現場ニ於テ其ノ擔任スル工事ニ不適任ナル者又ハ不熟練ナル者ヲ役使スベカラズ。

第10條 使用料及特許権 請負者は輸テノ材料及免許料ヲ支拂フベシ。請負者は總テ特許権侵害ニ對スル告訴及要求ニ對シ構造ノ責ニ任シ文書ヲ斯カル損害ヲ及ボストアル可カラズ。但シ註文書ニシテ特定ノ方法又ヘ特定ノ製造者ノ製品又ヘ製造業者ニ指定セル場合ニ於テハ該損害ニ輸テ註文書之ヲ負擔スベシ。若シ請負者はシテ指定セラレタル方法又ヘ物品ガ特許権侵害タル事ヲ承知セル場合ニハ此旨述ニ技術ニ通知フナニ非ザベラ該損害ニ輸請負者ノ責任ニ屬スベシ。

第 11 條 **割量許可及規定** 訂文者ハ別段ノ指定ナキ限り總テノ割量ヲ擔任スベシ。工事施行ニ必要ナル一時的性質ノ許可及免許ハ請負者自ラ其手續及料金ノ支拂ヲナスベシ。永續的構造物又ハ現存施設ノ永續的變更ニ對ヘル許可、免許及地役權ハ特に指定ナキ限り註文者自ラ其手續及料金ノ支拂ヲナスベシ。

請負者ハ總テ必要ナル告示ヲナシ又圖面及示方書ニヨル工事ノ実施ニ關係アル總テノ法律、條例、規則及規定等ニ違反スルコトアル可カラズ。請負者ニシテ圖面及示方書ニ斯カル違反アルコトヲ知リタル時ハ此旨速ニ書面ヲ以テ按技ニ注意シ 設計變更ニ關スル契約ノ條項ニ從ヒ適宜ナル處置ヲ爲ベシ。然レドモ若シ請負者ニシテ此ノ種法律、條例、規則及規定ニ違反セルコトヲ知リツ、按技ニ上記ノ注意ヲナサズシテ其工事ヲ施行シタル場合ニハ請負者ハ此ニ起因スル經費ヲ賠償セゼル可カラズ。

第12條 工事及財産ノ保護 諸負者ハ自ラノ工事ヲ絶えず損傷ナキ様充分防護スルト共ニ註文者ノ財産ヲモ保護シ本契約ニ關聯シニ障害及損失ヲ及ボ可カラズ。而シテ斯カル損傷、障害及損失ハ直接契約文書ノ誤謬又ハ註文者ノ代理者又ハ使婦人ニ起因スルモノノ除キ諸負者自ヲ其ノ補償ノ責ニ任ズベシ。又諸負者ハ法律及契約文書ノ規約ニ從ヒ充分附近所在ノ財産保護ニ當ルベシ。又諸負者ハ通路、柵垣、照明其他尙當局又ハ土地ノ状況ニヨリ保護ノ要求アリタル諸施設ノ維持ヲナスベシ。

人命並ニ本工事又ハ附近財産ノ安危ニ關スル事故ニ際シテ請負者ハ特ニ技師ヨリノ命令又ハ承認ヲ待タズシテ隨意斯カル急追ノ損失又ハ障壁ノ防護ニ從フコトヲ得。然レドモ指合又ハ承認ヲ受クル時ハ異議ナク其ノ命ニ從ハザル可カラズ。而シテ事故ニ關スル請負者ノ賠償要求ハ總チ合意又ハ調停ニヨリ決定スルモノトス。

第 18 條 **工事ノ検査** 技師及其ノ代理者ハ常ニ準備中又ハ進行中ノ工事現場ニ立入スルガ故ニ請負者ハ折カル出入及検査ニ對シ支障ナキ道通常ナル施設ヲナスベシ。

示方書、技師ノ指令、法律、條例又ハ當局ノ命令ニ基キ特ニ試験又ハ検査ヲ要スル場合ニハ請負者ハ適當ナル時期ニ該検査準備出來ノ通知ヲ、又該検査ガ技師以外ノ當局ニヨリナサル場合ニハ其検査指定日ノ通知ヲ技師ニ提出スベシ。技師ハ検査ヲ速ニ實施シ支障ナキ場合ニハ供船地ニ於テ之を行フベシ。技師ノ承認又ハ同意ナクシテ遮蔽セラレタル工事ハ技師ノ要求ニヨリ請負者ノ負擔ヲ以テ検査ノ爲メ發出スベシ。

按師ハ疑義アル工事ニツキ再検査ヲ命ズルコトヲ得ベク、此ノ場合請負者ハ該工事ヲ露出セザル可カラズ。若シ検査ノ結果該工事が契約文書=相違ナキ時ハ再検査及復舊ノ經費ハ註文者之ヲ負擔スベシ。逆=契約文書=相違セル時ハ該工事ノ缺陷が他ノ請負者ニ起因セルコトヲ證明セザル限り請負者其經費ヲ負担セザル可カラズ。

第14条 管理(監査) 諸負者ハ工事中技術ノ同意ヲ得タル適當ナル監督者及必要ナル助手ヲ工事現場
ニ在候シテシベシ。而シテ監査係ハ諸負者ノ都合無事に監査サル。ニアラザレバ拘無り同處ナキ限

リ變更セラル、コトナシ、監督者ハ請負者不在ノ場合之ヲ代表スルモノナルガ故、監督者ニ下セル總テノ指令ハ請負者ニ與ヘタルト同様ノ拘束力ヲ有スルモノトス。但シ重要ナル指令ハ請負者宛ノ文書ニヨリ附置スベシ。其他ノ指令モ其都度要求文書ヲ以テ確認シ置クベシ。請負者ハ其然照ト注意トニ最善ヲ盡シ有效ナル工事監督ニ當ラル可カラズ。

請負者ハ工事中設計ト土地ノ物理的拘束トは設計圖又ハア點及指令ニヨリ示セル遺形ニ誤認手落ヲ發見シタル時ハ直ニ文書ヲ以テ旨技師ニ通知スル義務ヲ有ス。而シテ技師ハ直ニ其調査ヲナスベシ。斯カル亦實ヲ發見シタル後工事ヲナス場合ニハ認可ヲ受クル迄ハ請負者其ノ責ニ任セザル可カラズ。

契約当事者ハ互ニ其同意ヲ得ルニアラザレバ相手方ノ便傭人ヲ雇用スルコトヲ得ズ。

第 15 條 設計變更 訂文者ハ契約ノ効力ヲ變更サク任意ニ追加工事ヲ命ジハ工事ノ改變推減ニヨル變更ヲナシ得ベシ；但シ此ニ對シ契約額ハ相當修正セラル、モノトス。又此種工事ハ原契約條項ノ下ニ施行セラルベト雖モ之ニ起因スル期限ノ延長ハ該變更ヲ命ズル際ニ相當修正セラル、モノトス。

技師ハ指令ヲ與フルニ際シ工事上筋ノ工費ヲ要セズ且工事ノ目的ト矛盾セザル生少ノ變更ヲナスベキ權能ヲ有ス。然レドモ人命又ハ財産ノ安危ニ關スル事變ヲ除キ追加工事及設計變更ハ必ず技師ノ命令書ニ基キ實施セラル、モノニシテ契約金額ノ增加要求モ斯カル命令ニ依ルニアラザレバ成立セザルモノトス。右ノ如キ追加工事又ハ冠軍ノ價格ハ次ノ何レカノ 1 又ハ 2 ツ以上ノ方法ニヨリ決定スベシ。イ) 定額ニヨル見附ト其取組、ロ) 契約書中に記載セル單價又ハ後日協定セル新單價、ハ) 實質ト歩合報酬又ハ賃料ト定額報酬。

前記何レノ方法モ協定出來ル時ハ請負者ハ右ノ命令ヲ受ケタル時其工事ヲ續行セザル可カラズ。此場合及ハノ場合ニ於テハ請負者ハ技師ノ命ズル書式ニヨリ證據書類ト共ニ勞力及材料ノ賃費ニ對スル正確ナル計算ヲ提出スベシ。而シテ何レノ場合ニ於テモ技師ハ該計算ニ請負者關係ノ間接費及利潤ヲ相當見込み證明ヲ與ヘデル所可カラズ。竣工價格ノ決定ヲ見ズトモ變更ノ為メノ支拂ハ技師ノ見積ニヨリテナサル、モノトス。

第 16 條 追加工費ニ對スル要求 請負者ニシテ若シ面其他ニヨル指令ガ本契約上追加工費ヲ要スルモノナルコトヲ要求スル場合ニハ生命及財産ノ安危ニ關スル事變ヲ除キ斯カル指令受理後必ず工事並工ヲ續ケ以前相當ノ期間内ニ於テ技師ニ其旨文書ヲ以テ申出ヅベシ。此ノ場合本手續ハ設計變更トシテ取扱フベシ。斯カル手續ヲ經ザレバ上ノ要求ハ成立セザルモノトス。

第 17 條 手直工事ニ對スル賃額 損耗セル工事又ハ契約ニ反セル工事ニシテ技師此ガ手直ヲ不利ト認ム場合ニハ契約價格ヨリ此ニ對スル相當ノ賃額ヲナスベシ。

第 18 條 遷延及工期ノ延長 工事中ニ起リタル遷延ニシテ註文者又ハ其使傭人ノ行為又ハ怠慢、或ハ註文者ノ屢屢セル他ノ諸負者、或ハ命令ニヨル工事ノ變更、或ハ燃え、工場閉鎖、火災、運搬上ノ非常遷延、避難難事故又ハ請負者ニ關係ナキ原因、或ハ技師ノ認ムル調停未決ニヨル遷延、或ハ技師ガ正當ト認ムル遷延原因ニヨル場合ニハ技師ノ判断ニ從ヒ相當期間工期ノ延長ヲナスベシ。但シスカル工期ノ延長ハ遷延ノ起リタル日ヨリ 7 日以内ニ文書ヲ以テ其旨技師ニ要求ヲナスニ非レバ認メラレザルモノトス。但シ遷延ノ原因ニシテ連續的ナル場合ニハ唯 1 回ノ要求ニテ足レリトス。

調面ノ支給期日ニツキ豫定表成ハ約束ヲ與ヘデル場合ニハ調面ノ請求後 2 週間以上ヲ經過スルニ非ザレバ調面ノ支給遷レタル故ヨリテ遷延ノ要求ヲナスコト能ハズ。尚シ場合ト雖モ正當ナル理由アルコト要ス。

本條ハ契約文書中ノ他ノ條項ニ基ク註文者又ハ請負者ニヨル遷延ニ對スル損害復舊ヲ否定スルモノニ非ズ。

第 19 條 成功支拂前ノ工事手直 工事ニ使用セルト否ニ係ラズ請負者ハ技師ガ契約ニ適合セザル不

合格品ナリト認メタル材料ハ總テ工事地域ヨリ直チニ搬出スベシ。而シテ請負者ハ註文者ニ貢送ヲ及ボスコトナク直チニ契約ニ從ヒ其ノ取換ト遣直シヲナシ且ツ自費ヲ以テ斯カル除却又ハ取換ノ爲破壊損傷セルハノ請負者ノ工事ヲ總て修復スベシ。

請負者皆シ指令文書ニ定期間内ニ此種不合格ノ工事又材料ヲ除却セサル場合ニハ註文者ニ貢送ヲ以テ是等ノ除去ヲナシ又其ノ材料ノ保管ヲナスベシ。以後 10 日間以内ニ請負者該除去費ヲ支拂ハザル場合ニハ註文者ハ 10 日間ノ猶豫ヲ與ヘ指令文書ヲ出シ該材料ヲ販賣又ハ隨意賣却ニ附シ請負者ノ貢送スペキ總テノ販賣及費用ヲ差引キテ其純費上金額ノ計算ヲナスベシ。

第 20 條 工事ノ中止 訂文者ハ——日間ノ猶豫ヲ與ヘ指令文書ヲ以テ隨時本工事又ハ其ノ一部分ノ中止ヲナスコトアルベシ。中止後註文者ヨリ再着手令文書ヲ受取リタル時ハ請負者ハ該文書ニ定期メル期日以後 10 日間以内ニ再ビ工事を着手スベシ。斯カル工事中止ノ結果トシテ本契約ノ工事ニツキ請負者ノ貢送費用ハ註文者之ガ賛成ヲナスベシ。

然レドモ工事又ハ其ノ一部ガ前上ノ指令文書ニヨリ停止セラレタル場合ニシテ註文者若シ中止指令文書ニ定期メル期日以後一日以内ニ工事ノ再着手令文書ヲ與ヘデル時ハ請負者ハ斯カル中止部分ノ工事ヲ放棄スルコトヲ得。若シ該放棄部分ニ既成ノ工事アル場合ニハ是等ノ繩テニ對シ請負者ハ見積及支拂ヲ要求スル權利アルモノトス。

第 21 條 工事施行ニ對スル註文者ノ權利 請負者若シ工事ノ遅延ナル遂行ヲ閑却シ又ハ當契約ニヨル規約ノ履行ヲ怠リタル場合ニハ註文者ハ請負者ニ 3 日間ノ猶豫ヲ與ヘ指令文書ヲ出シ斯カル缺陷ノ補修ヲナシ且ツ其實費ヲ請負者ニ對スル今後ノ支拂中ヨリ差引コトヲ得ベシ。但シ此場合註文者ガ有スル他ノ監督ニ對スル權利ヲ毀損セザルモノトス。

第 22 條 契約解除ニ對スル註文者ノ權利 請負者ニシテ被強制ノ判決ヲ受ケタル場合又ハ債務者ノ爲一、般讓渡ヲ爲ス場合、又ハ支拂不能ノ爲管財人任命セラル場合、又ハ過歎ナル難操作工又ハ材料ノ供給ヲ再三拒み又ハ之レヲ爲シ得ザル場合(但シ期日ノ延長ニツキ考慮アル場合ハ此ノ限り非ズ)又ハ下請負者、材料或ハ勞力ノ支拂ヲ遅キナサザル場合、又ハ法律條例又ハ技師ノ指令ヲ故意ニ無視シタル場合、其他本契約ノ條項ニ違反ニ罪アル場合ニハ註文者ハ技術ヨリ下ノ處置ヲ取ル可キ充分ナル理由アリトノ證明ヲ求メタル! 請負者は 7 日間ノ猶豫ヲ與ヘ指令文書ヲ以テ請負者ノ債務ヲ解除シ工事地域及同地域内ノ材料、工具其他ノ附屬品ヲ占有シ且ツ便宜ト認ムル任意ノ方法ヲ以テ工事ノ竣工ニ當ルコトヲ得ベシ。但シ此場合註文者ハ他ノ權利又ハ賃債ニ對スル抵得権ヲ失ハザルモノトス。斯カル場合ニハ下請負者ハ本工事ノ竣工迄以後支拂ヲ受クベキ資格ナキモノトス。若シ製造價格ノ未拂還額が餘分ニ要スル監督及經營事務費ノ補給ヲ見込ミタル本工事完了ノ費用ヨリ大ナル場合ハ其ノ差引餘分額ハ請負者ニ支拂ハルベシ。若シ反對ニ斯カル費用ガ未拂還額以上ナル場合ハ請負者ハ註文者ニ其ノ差額ヲ支拂ハル可カラズ。本條項ニ基ク註文者ノ所要費用並ニ請負者ノ債務不履行ヨリ生ズル損害ニツキハ技師ノ認證ヲ受ケベシ。

第 23 條 工事停止又ハ契約解除ニ對スル請負者ノ權利 請負者自身又ハ其使傭人ノ行為又ハ過失ニ依ラシテ工事ガ裁断所又ハ官公斷局者ノ命ニ依リ停止セラレ其期間 3 ヶ月間ニ亘る場合、又ハ技師ガ支拂ヲナシ得ル期日到来後 7 日以内ニ支拂見積書ヲ提出ヲ意リタル場合、又ハ註文者ガ技師ニヨリ證明セラレ又ハ調停者ノ裁定ニヨリ定メラレタル金額ニ對シ其ノ支拂期日又ハ遷出期日後 7 日以内ニ請負者は其ノ支拂ヲ怠リタル場合ニハ請負者ハ註文者及技師ニ對シ 7 日間ノ猶豫ヲ附シタル通知書ヲ出シ工事ヲ停止シ又ハ本契約ヲ解除シ註文者ヨリ總テノ既成工事設備又ハ材料ニツキ蒙リタル損失、正當ナル利潤及損害賠償ニ對スル支拂ヲ受クルコトヲ得ベシ。

第 24 條 設備ノ移替 理由ノ如何ニ係ラズ完成前本契約ヲ廢止スル場合請負者ハ註文者ヨリ其ノ旨通告ヲ受ケタル時ハ直ニ註文者ノ所有地内ヨリ其ノ設備及消耗材料ノ一部又ハ全部ヲ除去セザル可カラズ。而シテ此ニ違リタル場合ニハ註文者ハ請負者ニ貢送ニ於テ斯カル設備及消耗材料ヲ除去セキ權

利有スルモノトス。

第 25 條 竣工部分ノ使用 訂文者ハ工事ノ竣工部分又ハ一部竣工ノ部分ヲ健全工事又ハ斯カル一部部分ノ竣工期日到来前ニ於テ占有使用スペキ権利ヲ有ス。但シ斯カル占有及使用ハ契約文書通り未だ竣工セザル工事ノ受渡トハ認メザルモノトス。若シ此ノ竣工前ノ使用ガ工事ノ賃費ヲ増シ又ハ遅延ヲ有ス場合ニハ請負者ハ技術ノ決定ニ基キ斯カル餘分ノ賃費、工期ノ延長又ハ此ノ2者ヲナシ得ル権利ヲ有スルモノトス。

第 26 條 支拂ノ留保 訂文者ハ下記事項ヨリノ損害ヲ防ぐニ必要ナル限度ニ於テ如何ナル證書モ其ノ全部又ハ一部ヲ留保シ或ハ事後発見セル證據ニヨリテハ無効トナスコトヲ得ベシ。

イ) 修復セザル缺陷工事、ロ) 損害賠償ノ請求ヲ受理シ又ハ損害賠償ノ請求ヲ受クル可能性アリ認メラル、正當ナル證據アリシ場合、ハ) 下記質、材料又ハ努力ノ支拂ニ對スル請負者ノ怠慢、ニ) 未支拂額=對シ請負者ガ契約ヲ完了スルヤ否ヤニツキ正當ナル疑義アリシ場合、ホ) 他ノ請負者=對スル損害。

前記ノ理由除去セラレタル場合ニハ其ノ爲=留保シ金額ヲ支拂ヲナスベシ。

第 27 條 請負者ノ責任保険 請負者ハ労働者賃償條例ニ基ク要求及契約ニ基ク作業——請負者自身、下請負者又ハ兩若何レカノ直接間接ノ雇用者ニヨリ作業タルヲ間ハズ——ニ起因スル個人的傷害(死亡ヲ含ミ)=開スル損害賠償ノ請求=對シ自衛シ得ル保険ヲナスベシ。此ノ保険證書ハ技術ノ要求ニ從ヒ技術ノ保管ニ任ジ且ツ其ノ保険ノ選択ニ關シテハ技術ノ承認ヲ受けザル可カラズ。

第 28 條 賠償 請負者ハ工事ノ施工又ハ其の防護ニ際シ請負者自身其ノ代理人又ハ使傭人ノ行爲又ハ怠慢ノ爲生ジタル凡てノ損害並ニ訂文者ニ起起セラレタル如何ナル性質又ハ種類ノ請求、要求、支拂、訴訟、行駁、回収及判決ニ對シテモ賠償ノ責ニ任ジ訂文者ニ損害ヲ及ボスコトアル可カラズ。請負者ハ訂文者ニ當契約ヨリ斯カル不貳ノ責務ヲ與ヘルコトナキ様茲文者ノ名義ニヨル保険ノ繼續又支拂ヲナスベシ。而シテ訂文者ノ權利トシテ本條ノ規定ヲ請負者ニ強制スル場合ニハ斯カル保険證券ノ條項ヲ完全ニ滿足スル場合ニ限ルモノトス。該保険證券ノ算一通ハ訂文者ノモトニ保管スルモノトス。

第 29 條 火災保険 請負者ハ技術ノ指定スル構造物及材料ニ對シ其ノ承認スルケン、形式及會社ニツキ訂文者ノ名義ヲ以テ火災保険ノ契約ヲナスベシ。而シテ本保険ハ技術ノ請負者及訂文者相互ニ利害關係アリトメタル場合兩者ノ爲ニ訂文者ニ支拂ヒ得ルモノタルベシ。

第 30 條 保證證書 訂文者ハ契約ノ調印ニ先ヒ請負者ヲシテ訂文者ノ規定スル様式ト其ノ承認スル保證額トニヨリ當契約ノ忠實ナル履行及ニヨリ生ズル總テノ債務ノ支拂ニ對スル保證證書ヲ提供セシムベキ権利ヲ有スベシ。而シテ本保證書ガ入札ノ受理前入札心得書ニヨリ要求セラレタル場合ニハ請負者其ノ保證料ヲ支拂ヒ其以後ニ要求セラレタル場合ニハ訂文者ニ支拂フベシ。

第 31 條 損害 契約ヨリ生ズル損害ニ對スル要求ハ缺陷アル工事又ハ材料ニツキ他ニ別段ノ規定アル場合ヲ除キ該損害ヲ最初発見セル時ヨリ正常ナル期間内ニ於テ竣工支拂前ニ文書ヲ以テ責任當事者ニ提出スベシ。而シテ本要求ニ合意又ハ調停ニヨリ處理セラルモノトス。

第 32 條 留置権 竣工支拂又ハ保留金額ハ請負者が請求ニ應ジ當契約ヨリ起ル留置権全般ノ完全ナル消滅通告又ハ之ニ代フルニ充分ナル受領證ヲ訂文者ニ交付スルニ非ザレバ支拂ハレザルモノトス。且ツ何レノ場合ニ於テモ請求アレバ請負者ハ該消滅通告及受領證ニハ其ノ知悉セル範囲ニ於テ留置権ニ關係アル總テノ努力及材料ヲ含ム旨ノ宣誓書ヲ附スベシ。該消滅通告又ハ完全ナル受領證ノ提出ヲ拒絶セル下請負者アル場合ニハ斯カル留置権ニ對スル簡便トシテ請負者ハ訂文者ニ技術ノ承認スル保證證書ヲ提供スルコト得。又經テノ支拂完了後確存セル留置権アル場合ニハ請負者ハ斯カル留置権消滅ノ爲訂文者ヲシテ支拂ヲ除義ナカセシタル金額全部——實費全部ト相當ナル留置料ヲ見込み——ヲ訂文者ニ拂戻スベシ。

第 33 條 調停 本契約當事者ノ一人か本契約ヲ離脱シ又ハ其ノ履行ヲ塗部他ニ委託スル場合ニハ他

ノ當事者ノ同意書ヲ要ス。又請負者ガ本契約ニ基キ支拂ヲ受クル又ハ受ク可キ金額ヲ他ニ譲渡スル場合ニハ豫メ技術ノ同意書ヲ要ス。

第 34 條 各種關係者ノ権利 訂文者自身又ハ他ノ請負者は依リ施工中テ工事ガ當契約ニヨル工事ト近接セル場合ニハ是等工事各部ノ竣工チテ聯絡統一アシムル爲技術ハ各關係ノ権利ヲ夫々確定スベシ。

第 35 條 分割請負 訂文者ハ當工事ト開闢シ他ノ請負契約ヲナス権利ヲ留保スルモノトス。請負者ヘハ他ノ請負者ニ對シ其ノ材料ノ搬入及貯蔵並ニ工事ノ施工ニキ便宜ヲ與ヘ自ラノ工事ヲシテ是等工事ト運搬ナル聯絡統一ヲ保クシムベシ。請負者ノ工事ノ一部ガ他ノ請負者ノナス工事ノ施行及結果ト關係アル場合ニハ斯カル關係工事ヲ検査シ此點ニツキ缺陷アルコトヲ知リタル時ハ北旨速ニ技術ニ報告スベシ。斯カル検査及報告ヲ怠ル時ヘハ他ノ請負者ノ工事ハ本工事ノ竣工=對シ支障ナキモノトシテ受渡ヲナスベシ。但シ本工事施行後ハ他ノ請負者ノ工事中ニ発生スル缺陷ハ此ノ限=非ズ。

請負者ハ未着手部分ニ對スル工事亦モ適切ナル施行ヲ確實ニスル爲既成工事ノ測量ヲナシ既成工事ト其ノ圖面トニ相違アレバ直ニ之ヲ技術ニ通告スベシ。

第 36 條 下請負契約 請負者ハ本契約ノ調印後出来得ル限リ速ニ本工事ニ對スル下請負者名ヲ文書ニヨリ技術ニ通告スベシ。技術ガ正當ノ期日内ニ無資格又ハ不適任ナリシテ異議ヲ申出デタルモノハ之レヲ採用スルコトヲ得ズ。請負者ハ其ノ下請負者及下請負者ニ直接間接ニ屢々セル者ノ行爲及怠慢ニ對シテハ自ラ直接寵恤セル者ニ對スル同様訂文者=其ノ全責任ヲ負フ事ヲ承認スベシ。契約文書ニ含マレル項頭ニ下請負者ト訂文者トノ間ニ何等ノ契約關係ヲ構成セザルモノトス。

第 37 條 測量及指令 請負者ハ測量ノ設ケ測量ヲナス爲ニ必要ナル適宜ノ機會ヲ與ヘ又施設ヲナスベシ。又工事ノ進行ニ伴ヒ測量ナク必要ナル測量及指令ヲ技術ニ要求シ其命ヲ受クルニ非ザレバ工事ヲ繼續スベカラズ。工事ハ斯カル測量及指令ヲ嚴密ニ合致スル様施行スベシ。請負者ハ水準基點、據點及測量杭ノ保存ニ注意シ故意又ハ過失ニヨリ之ヲ破損セル場合ニハ所要ノ費用ヲ負擔シ又は等ノ無用ノ破損又ハ故障ヨリ起ル誤認ニツキテモ其ノ責任ヲ負フベシ。

第 38 條 技術ノ地位 技師ハ工事ノ一般監督及指揮ヲナスベシ。技師ハ契約ノ適切ナル施行ヲ確保スル爲必要ナル場合ニハ何時ニモ工事ヲ中止スル權能ヲ有ス。又技師ハ契約ニ相違セル總テノ工事及材料ヲ拒否シ必要アリト認ムル場合ニハ工事ノ或部分ニ對シ勞働者ノ使役ヲ命令シ勞働者ノ增減ヲ要求シ又工事施工上起ル疑義ノ決裁ヲナス可キ權能ヲ有ス。

第 39 條 技術ノ決裁 技師ハ訂文者又ハ請負者ノ總テノ要求並ニ工事ノ施工及進行又ハ契約文書ノ解釋ニ關スル總テノ事項ニ對シ申出アリタル後適當ナル期間内ニ文書ヲ以テ決裁ヲナスベシ。斯カル技術ノ決裁ニ對シテハ總テ異議ヲ申立ツルコトヲ得ズ。但シ期限及(又ハ)財政上ニ關係アル問題ニシテ協定成立セズニ=調停ニ附スル場合ハ此限リニアズ。

第 40 條 調停 イ) 調停ノ要求 技師ノ決裁ヲ調停ニ附スルニハ申請ニ關スル當事者何レカノ要求アルコトヲ要ス。

請負者ハ技術ノ承諾書ヲ得ルニ非ザレバ調停手續未決ノ故以テ工事ヲ遅延スルコトヲ得ズ。調停者ニヨリ爭議事項解決迄工事ノ繼續ヲ為スヤ否ヤ決定セラル、時期迄少クトモ待ツコトヲ要ス。

調停ノ要求ハ技術ノ決裁受理後 10 日間以内ニ文書ヲ以テ技術及反對當事者ニ手渡スカ又ハ其ノ了知セル最近ノ宿所宛書留郵便ヲ以テ交附スベシ。又契約文書中ニ特別ノ規約ナキ限り竣工支拂受理前ニ之レヲ爲スベシ。技術ハ適識ナル期間内ニ=決裁ヲ怠リタル場合ニモ不服ナル決裁ヲ受ケタル同様、反對當事者ニ調停ノ要求ヲ爲スコトヲ得。

ロ) 調停者 請負契約又ハ訂文者、請負者及技術ノ業務ハ財政上利害關係アル者或ハ其何レカト他ニ何等ノ關係アル者有スル者ハ何人クリトモ調停者トシテノ指名ヲ受ケ又ハ其ノ行爲ヲスコトヲ得ズ。又調停者ハ調停ニ附隨セラレタル爭議ニ關係アル工事又ハ問題ヲ熟知セル者タルコトヲ要ス。

特別ナル法令ナキ限り調停者ハ當事者ノ同意ニヨリ 1 人ニテ差支ナキモ然ラザル場合ニハ 3 人トナスベシ。此場合契約調停者ノ各ハ相手方ニ對シ 1 人宛文書ニテ指名シ残リ 1 人ハ等 2 人ノ調停者ニヨリ選定セラレタルモノトス。然レドモ若シ 15 日以内ニ北ノ残リ 1 人ヲ選定スルコト能ハダル場合ニハ工事所在地最寄ノ辯護士協会——但シ利害關係ノナキコトヲ要ス——ノ司會者ヨリ其ノ任命ヲ受クベシ。若シ調停要求ノ當事者ニシテ要求後 10 日間以内ニ調停者ノ指名ヲサザル場合ニハ調停ニ對スル權利ハ誠スルモノトス。若シ他ノ當事者前記 10 日間以内ニ調停者ノ指名セザル場合ニハ前述ノ司會者 10 日間以内ニ斯カル調停者ヲ任命スベシ。若シ尚調停者決定セラレバ調停ヲ要求スル當事者ニ詣願ヲ待チ調停ノ行ハル、地方所在ノ聯邦裁判所拘託此ノ調停者ヲ任命スベシ。

前述ノ司會者ハ忌避、無能、病氣、死亡、辭職、缺席又ハ怠慢ノ理由ニ依リ調停者缺員ノ宣告ヲナス機能ヲ有ス。斯カル缺員ハ凡テ當任職ナセル當事者ニヨリ補充セラル、モ該宣告後 5 日間以内ニ此ガ補充ヲ為サザレバ前述ノ司會者代ツテ之レガ補充ヲ為スベシ。該缺員補充前證言ノ取調ヲナセル場合ニハ之レヲ再聽スベシ。但シ附託又ハ當事者ノ同意書ニヨリ再聽ニ要求ヲ放棄セル場合ハ此ノ限り非ズ。

調停者 1 人ノ場合ニハ其決裁ハ直ニ拘束力ヲ有ス。又 3 人ノ場合ニハ何れカ 2 人ノ決裁ハ調停ニ附セラレタル事項及調停中ニ取リタル處置ノ兩者ニ對シ拘束力ヲ有ス。斯カル決裁ハ如何ナル法律行為ノ權利ニ對シテモ停止條件トナルベシ。

調停者ノ任命ヲ他ノ辯護士協会ニハ「辯護士協会ノ司會者」トアル部分ヲ削リ欲スル他ノ名義ヲ捕入スベシ。ニユーヨーク附近ニ於テハ米國調停協会及ニユーヨーク州商業會議所が調停委員ヲ有シ兼々此ノ職掌ヲ行フ。

ハ) 調停手續 調停者ハ提出アリタル事項ノ審問開始ノ時期及場所ニツキ通知書ヲ各當事者及技術ニ自ラ手渡スカ又ハ最近ニ了知セル居所宛ノ書面郵便ヲ以テ之ヲ交附スベシ。當事者ハ各其ノ希望ト調停者ノ承認トニヨリ證據及證體ヲ調停者ニ提出スルコトヲ得。調停者ハ調停ノ主張及手續ニ關スル法律及仲介スル一切ノ審判者タルモニシテ法律又ハ手續ノ專門的規則ニヨリ拘束ヲ受クルコトナシ。又調停者ハ隨意如何ナル形式ヲ以テ證據ヲ聽取スルモ差支ナシトス。當事者ハ調停者ニ對シ代理者ヲ指揮シ得ルモ該代理者ニシテ調停措置上其ノ秩序及進行ヲ妨グル行為アル場合ニハ調停者ノ懲戒處分ニ服セザルベカラズ。

各當事者及技術ハ調停者ノ要求スル文書及記録ヲ提出シ又各自其ノ配下ニ屬スル者ヲ證人トシテ出頭セシムベシ。此ノ要求ヲ拒ミ又ハ之レヲ無視セル場合ニハ調停者ハ是等ヨリ得ラル可キ證據ニ依ラズシテ判決ヲナスコト得。此ノ場合此要求ヲ拒ミ又ハ無視セル當事者ハ斯カル證據ナカリシト理由ヲ以テ調停判決ニ對シ質問ヲ申立ツルコトヲ得ズ。

調停ノ申立(調停ニヨリ審理ス可キ當事者間争議事項ノ申告)ハ公證人ノ證明アル文書ヲ以テ之ヲナスベシ。當事者雙方文書ニヨリ棄權スル場合ヲ除キ調停者ハ證據聽取ニ先ず宣誓立會ノ法定証員ニツキ争議事項ヲ誠實公正ニ聽取證據シ最善ノ了解ヲ以テ正當ナル調停ヲ決スナス旨ニ宣誓ヲナスベシ。調停者ハ必要ナリト認ムル場合ニハ爭議上理由アル當事者ニ調停ニ伴フ時間、經費及手數並ニ正當ノ理由ナクシテ調停ヲ請求セシ場合ニハ延長其他ノ損失ニ對シ適當ト認ムル金額支拂ノ判定ヲナス權能ヲ有ス。又調停者ハ他ニ別段ノ約定ナキ限り自個ノ報償ヲ決定シ調停ノ實質及諸雜費ノ一方又ハ雙方ニ割付ケシ。

調停者ノ認定ハ文書トナシ公正證書トシテ認ムルモノトス。其ノ證本ハ爭議各當事者及技術ニ直接手渡スカ又ハ書留郵便ニヨリ之ヲ交附スベシ。聯邦裁判所又ハ管轄區域ノ最高州裁判所ハ本認定ニ對シ認否ノ判決ヲ與フルコトヲ得。

調停者ノ認定ハ他ニ拘束ヲ受クル別段ノ法令ナキ限り調停手續又ハ認定ノ形式ヨリシテ異議ノ申立ヲ受クルコトナシ。但シ不條ノ事項ニ關シ茲ニ明記セル以外ノ規定ヲ有スル法令アル場合ニハ一切ノ處

置方法並ニ認定ノ法律的效果ヲ織テ該法令ニ適合スルコトヲ要ス。本條ノ趣旨ハ準據スヘキ行為ノ原則ヲ與ヘタルニ止マルモノニシテ地方毎ノ適用ハ調停ニ關スル當局法律上ノ要求ニ應じ修正ヲ受タルモノトス。

技術ハ爭議ノ當事者ト認メザルモ調停者ニ對シ其ノ與ヘタル決裁ノ根據ヲ説明シ又調停者ノ要求スル證據ヲ提出スル權能ヲ有スルモノトス。

第 41 條 工事用地 訂文者ハ當製工ノ工事用地ヲ提供スルモ假設備ノ据付並ニ其ノ材料貯藏ノ爲ニ要スル用地ハ出入ノ權利ト合セ請負者之ヲ準備スベシ。

第 42 條 跡片付 請負者ハ技術ノ指揮ニ從ヒ自テノ資機ヲ以テ註文者ノ所有地等ニ凡テノ公有地及私有地ヨリ其ノ作業上作レル假構造物及び作業上ヨリ生ジタル塵埃其他ノ不用材料ヲ除去スベシ。

32. 實費報酬請負契約書 米國一式請負協會制定の實費報酬請負契約書草案を示せば次の如くである。この中 1) は定額報酬に對するもので 26 に説明した請負形式である。又 2) は賞罰金附報酬に對するもので 28 に説明した請負形式である。

1) 實費定額報酬請負契約書

19——年——月——日——(會社名)ヲ請負者トシ——(註文者名)ヲ註文者トシテ締結スル本契約ニヨリ報酬其他ニツキ合意スル事項下記ノ如シ。

第 1 條 工事ノ範囲 本契約ハ——(建築士又ハ技術名)ノ作成セル現設計圖及示方書並ニ以後其ノ監督ノ趣旨ニ反セザル範囲ニ於テ與フル設計圖及指令書ヲ嚴守シ——(計畫工事名)ノ施工ト其ノ適切ナル完成ヲ目トス。

第 2 條 請負者ノ義務 請負者ハ註文者ノ爲ニ其ノ最善ノ智識ト熟練ヲ頤注シ材料ノ購入、努力ノ供給、設備ノ調達其他工事ニ附着スル一切ノ勞務ニ當ルベシ。又請負者ハ註文者及建築士又ハ技術ト充分協力シ本契約ノ目的ヲ忠實ニ果スベシ。

第 3 條 訂文者ノ義務 イ) 訂文者ハ請負者ノ工事施行上爲ス勞務一切ニ對スル支拂トシテ請負者ニ第 5 條ニ明記セル報酬ヲ支拂フヘシ。ロ) 訂文者ハ第 6 條ニ明記セル工事賞賛ヲ支拂フヘシ。ハ) 許諾ノ使用ニ對シ註文者ハ第 7 條ニ明記セル設備使用料ヲ支拂フヘシ。ニ) 訂文者ハ請負者ノ供給スル器具其他附屬品ノ使用ニ對シ請負者ニ第 8 條ニ明記セル器具料ヲ支拂フヘシ。

第 4 條 建築士又ハ技術ノ地位 建築士又ハ技術ハ請負者ヨリ供給セシメ得ル作業區面ヲ除キ工事ノ性質、數量及寸法等ヲ適當ニ指定スルニ必要ナル一切ノ設計圖及示方書ヲ準備スベシ。又工事ノ施行ニ當リテハ請負者ト充分協力ヲ保ツベシ。設計圖及示方書ノ意義ニ關スル其ノ表決ニ對シハ異議ノ申立てヲ受クルコトナシ。検査ノ義務ヲ負ヒ且ツ自己ノ事務所ヲ使用シ註文者ノ支拂超過請負者ノ受取不足ニツキ調査ヲ為スベシ。

第 5 條 報酬 次ノ諸項目ニ對スル支拂ヲ見込ミ金——弗トス。イ) 請負者ノ利潤、ロ) 請負者、其ノ業務開闢及組合員ノ專門的労務、ハ) 請負者本部事務所員ノ労務、但シ本部事務所員ノ爲ニ要スル圖面及設計ノ作成ニ設計ノ再見積ヲ爲ス場合ヲ除ク、ニ) 本契約ノ爲メノミニ使用セザル出張所ノ所員ニ對スル費用、ホ) 請負者ノ組織維持又ハ本契約ヨリ直接生ジタルモノニ非ル用意ニ對スル一般費用。

第 6 條 工事價費 工事價費ニハ請負者及註文者ガ本契約ヲ忠實ニ履行スル上ニ要スル一切ノ費用ヲ含ムモノトス。但シ利潤報酬、設備使用料及器具料ニ見込モノヲ除ク。

第 7 條 設備使用料 設備使用料ニハ設備各個ノ使用ニ對スル諸支拂ヲ含ムモノトス。但シ本工事ヲ施行スル爲ニ据付ケタル特種設備ニシテ註文者ノ選定スル過往ナル検査官ニヨリ運轉狀態良好ノ旨證明

アルモノヲ除ク。請負者ヨリ供給スル各個ノ設備=對スル支拂額ハ前記特種設備ヲ除キ並ニ明記セル各設備=對スル 1 日使用料金=運轉ノ爲現場へ積込み日ヨリ搬出ノ爲現場ヨリ積込み日迄ノ經過日數ヲ乗じ計算スルモノトス。但シ此等ノ期日ハ積荷證明ニヨリ證明スベシ。

請負者ノ所有ニ非ル特種設備=シテ本工事施行上勝ハツ要求セラレタルモノ=對シテハ註文者之ヲ支拂フベシ。工事竣工ノ曉ニハ斯カル特種設備ハ總て賣却=附シ其收入ハ註文者之ヲ取得スルモノトス。(詳細ナル設備表ハ各會社ニヨリ供給セラル可キモノトス。オ約契ニ於テハ修繕費ハ工事實費ニテ支拂フ故設備使用料ノ決定ニハ除外スベシ。但シ希望ニヨリ請負者修繕費ヲ負擔シ一定ノ率ヲ以テ支拂フ要求スル可ナリ。尙一式請負協約ノ發行セル使用料表ヲ參照スベシ。)

第 8 條 器具料 總テノ器具ニハ工事現場=搬入セラレタル際目録ヲ作成シ點檢上其ノ状態ニ應じ次ノ如キ區別ヲナスベシ。

新品=新品ノ 100%, 良=新品ノ 75%, 可=新品ノ 50%, 不可=新品ノ 20%, 無價値=新品ノ 0% 工事完成ノ際ヘ再び總テノ器具ニツキ目録ヲ作成シ點檢ノ上前記は依ル區別ヲナシ第 1 回ノ査定目録ト第 2 回査定目録トノ價値差額=當時ノ市賃ヲ乘じ各器具ノ器其料ヲ計算スベシ。紛失又ハ破損セル器具ヘ第 1 回ノ査定 % =市賃ヲ乘じ支拂ヲナスベシ。

第 9 條 制度、収入、割引他 訂文者ハ總テ制限及拂戻ヨリノ利益並ニ其ノ資金ヨリ直接支拂ヒタル金額ニ對スル割引ノ利益ヲ取得スベシ。

請負者ハ在庫品ノ供給、仓库ノ經營其他本工事ニ關聯スル諸實務並ニ請負者ノ所有品ニ非ル本工事關係物品ノ賣却ヨリ生ズる總テノ收入ヲ註文者ニ交付スベシ。

第 10 條 工事会計 訂文者ハ利潤報酬ノ條項ニ充當スル費用ヲ除キ本契約ノ履行ニ關スル總テノ經費ニ對スル資金ヨリ意シ支拂ニ備フベシ。

第 11 條 支出 請負者ハ本契約ニ關する事項以上ノ支出、取引又ハ下請負ヲ爲スニハ註文者ノ承認ヲ要ス。但シ註文者ガ文書ヲ以テ請負者ノ判断ニ委任シタル支出ニ對シテハ註文者ノ支出承認アリタルモノト見做ス。

註文者ハ直接任意ノ支出ヲナシ又直接商人ト取引ヲナス權利ヲ有ス。

第 12 條 支拂 支拂ハ總テ請負者ガ作成證明シタル勘定書ニシテ建築士又ハ技師ノ承認アルモノニ基キ註文者之ヲ爲スベシ。其支拂方法ハ賣主ニ直接又ハ請負者ニ辨済ノ上間接ニ之ヲ爲スコトヲ得。註文者ハ賃銀計算書、設備使用料、牛馬又ハ貨物自動車雇用料其他ノ費用ニシテ請負者ニ取り毎週或ハヨリ短期間毎ノ支拂ヲ便宜トナスモノハ斯カル賃目ノ勘定書受理後 3 日以内ニ之ヲ支拂フベシ。其後ノ債務ハ總テ其勘定書受理後 10 日以内ニ註文者之ヲ支拂フベシ。註文者ハ請負者ノ「利潤報酬」請負者ニ毎月前月分ノ工事實費ノ—%ヲ支拂フベシ。本支拂ハ請負者ノ證明セル工事實費勘定書受理後 7 日以内ニ之ヲ行フベシ。請負者=支拂ノ本「利潤報酬」ノ額ニシテ全「利潤報酬」ノ 90% =達シタル時ヘ以後ノ支拂ヲ中止シ減り 10% ハ成功後ニ於テ之ヲ支拂フベシ。

第 13 條 會計検査 請負者ハ工事期間中總テノ支拂ニツキ正確詳細ナル支出簿ヲ作成シ且ツ契約履行後 1 年間ニ之ヲ保存スベシ。又本契約ノ履行ニ關係アル帳簿、計算書、文書及通信類ハ總テ當時註文者ノ閲覧ニ供スベシ。

註文者ハ必要ニ應じ其ノ便傭人ノ運送者ヲシテ計算、出面又ハ検査係ノ常務ヲ代理セシム權利ヲ有ス。本代理者ハ請負者ノ執務方法ニ從ヒ且ツ請負者ノ雇傭人ト協調シテ其ノ職責ヲ果スコトヲ要ス。

第 14 條 勘定書 每週支拂ノ費用勘定書ニハ實銀計算書及び合マザル總テノ費用ニ對スル原送状ノ算ヲ證明ノ上添付スベシ。

毎月ノ勘定書ニハ原證券ト原送状ヲ添ヘ請負者ノ證明ヲ要ス。

請負者ハ毎月 15 日=註文者ニ前月分ノ總費用及其日迄ノ總費用ニ對スル正確ナル勘定書ヲ提出スベシ。又同時=註文者ニ工程表ヲ提出スベシ。

第 15 條 下請負 総テ下請負ハ註文者(又ハ請負者)ノ承認ヲ受ケ請負者(又ハ註文者)之レガ契約ヲナスベシ。工事ヲ下請負者ニ請負ハシメタル後ハ該下請負者ニ直接請負者トノ交渉ニ當リ又請負者ハ下請負ノ施工ニ對スル全権ヲ握リ自ラ有スル工事施行上ノ一般計畫下請負者ノ工事トノ連絡ニ對スル責任ヲ負フベシ。

第 16 條 保険 請負者所有ノ全設備ニ對スル損害保險ハ請負者之ヲ負担シ其ノ實費ハ設備使用料ニ含マシムベシ。借用設備及特種設備ノ保險ハ工事實費トシテ註文者之ヲ負擔スベシ。

其他ノ保險ニシテ註文者又ハ請負者ノ希望スルモノハ總テ工事實費トシテ支拂フベシ。

第 17 條 法律、許可、免許 請負者ハ工事所在地ニ於ケル意テノ法律上ノ制限及義務ヲ遵守スベシ。請負者又ハ其ノ雇傭人ニシテ此法律上ノ制限又ハ義務ヲ犯ス時ハ請負者ハ斯カル違犯ヨリ生ズル法律行為ニ對シ監督ノ責任ヲ負ヒ註文者=損害ヲ及ボ可カラズ。

請負者ハ工事施行上必要ナル一切ノ許可及免許ヲ受クベシ。其ノ實費ハ工事實費トシテ註文者之ヲ支拂フベシ。

第 18 條 留置權 請負者ハ其ノ雇傭人ノ債権又ハ賃償請求ニ對スル留置權ヲ補償シ註文者ニ損害ヲ及ボ可カラズ。

第 19 條 竣功期限 請負者ハ契約印後一日以内=工事ニ着手シ—迄ニ之ヲ完成功スベシ。若シ被災火災其他不可抗力ノ事情ニヨリ工事完成遅延シタル場合ニハ斯カル原因ニヨリ失ヒタル作業日數ヲ補足シ得ルダケ竣功期限ヲ延期スベシ。

第 20 條 製約解除=對スル註文者ノ權利 訂文者ハ請負者ノ職務遂行上不滿アル場合ニハ—日前ニ通告書ヲ出シ本契約ヲ解除スルコトヲ得。

註文者本契約ヲ解除セシ場合ニハ註文者ハ工事現場及現場所在ノ材料及設備ヲ占有ノ上工事ヲ完成シ又ハ工事完成上必要ナル者ヲ隨意に剥離スル權利ヲ有ス。此ノ場合註文者ハ請負者ノ善意ニ基ク債務及義務ヲ負担シ且ツ次ノ支拂ヲナスコトヲ要ス。

イ) 契約解除ノ期日迄ノ全實費ト全工事ノ見積實費トノ % =等シテ「利潤報酬」ノ%。ロ) 解除ノ期日迄ノ第 6 條規約ノ工事實費、ハ) 第 7 條ニ規約セル設備使用料、ニ) 第 8 條ニ規約セル器具料。

第 21 條 契約解除=對スル請負者ノ權利 請負者ハ下記ノ場合ニ於テ 10 日前ニ通告書ヲ出シ契約ヲ解除スルコトヲ得。

イ) 請負者ノ行爲又ハ過失ニヨラズシテ—日間以上ノ期間裁判所又ハ他ノ當局ニヨリ工事停止セラレタル場合、ロ) 訂文者ガ本契約ノ條項ニ從ヒ支拂ヲナサザリシ場合、ハ) 訂文者ガ本契約印後一日間以内ニ工事ノ着手ヲサザリシ場合。

請負者ガ本條ニ從ヒ契約ヲ解除セシ場合ニハ請負者ハ其ノ所屬物品ヲ總テ現場ヨリ搬出シ工事實施ニツキ借用セシ凡テノ物品ヲ賣主ニ返還スル權利ヲ有ス。而シテ註文者ハ第 20 條イ) ロ) ハ) 及ニ) 項ニヨリ規約セシ金額ヲ請負者ニ支拂ヒ且ツ善意ニ基ク請負者負擔ノ債務及義務ヲ負フベシ。

第 22 條 名稱 訂文者ニ支拂ヲ要求スル諸材料及成績又ハ工事中ノ工事ニ對スル名稱ハ總テ註文者ノヲ使用スベシ。

第 23 條 契約ノ委任 契約當事者ハ何レモ相手方ノ承諾書ヲ得ルニ非ザレハ本契約又ハ本契約ヨリ生ズル權利ヲ他ニ譲渡スルコトヲ得ズ。

2) 實費賞罰金附報酬請負契約書 定額報酬の代りに賞罰金附報酬の請負とするもので前記 1) の場合の書式に次の條項を代用する。

第 24 條 利潤報酬、設計=著シキ變更ヲ加フル場合ニハ其結果起り得ベキ数量變化ニ對シ見積實費ヲ修正スベシ。註文者及請負者ノ協定セル此修正實費ハ「修正見積實費」トシテ賞金又ハ罰金ヲ決定スル上ノ工事實費トナスベシ。

「利潤報酬」ハ第6條ニ規約セル工事ノ實際實費ガ「修正見積實費」ノ 5% 以内ナル場合ニハ——弗トナスヘシ。若シ工事ノ實際實費ガ「修正見積實費」ヨリ 5% 以上超過セシ場合ニハ請負者ハ註文者ニ此等實費ノ差額ノ——%ヲ支拂フベシ。但シ如何ナル場合ニ於テモ請負者ハ本條ニ規約セル「利潤報酬」ノ——%ヨリ大タル額ヲ支拂フコトナシ。

若シ工事ノ實際實費ガ「修正見積實費」ヨリ 5% 以上減少セシ場合ニハ註文者ハ請負者ニ規約利潤報酬ニ比等實費ノ差額ノ——%ヲ追加支拂フベシ。但シ如何ナル場合ニ於テモ註文者ハ本條ニ規約セル利潤報酬ノ——%ヨリ大ナル追加額ヲ支拂フコトナシ。

第 20 條 規約解除ニ對スル註文者ノ權利 1) 規約解除ノ期日迄ノ全實費ト工事ノ「修正見積實費」トノ % = 等シキ「利潤報酬」ノ%。

(平山復二郎、荻野 廣)